

## 令和5年9月愛荘町議会定例会会議録

令和5年9月12日（火）午前9時00分開議

### 議事日程（第3号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 報告第 3号 令和4年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 4 報告第 4号 放棄した債権の報告について
- 日程第 5 議案第47号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第48号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第49号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第50号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第51号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第12 議案第54号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第13 議案第55号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第14 議案第56号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第15 議案第57号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第16 議案第58号 令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16

---

### 出席議員（13名）

1 番 久保田 正 利 君	2 番 小 菅 久 宣 君
3 番 中 川 喜代和 君	4 番 澤 田 源 宏 君
5 番 森 野 隆 君	6 番 村 田 定 君
7 番 上 田 太 治 君	8 番 高 橋 正 夫 君
9 番 外 川 善 正 君	10 番 河 村 善 一 君
11 番 瀧 すみ江 君	12 番 竹 中 秀 夫 君
13 番 辰 己 保 君	

### 欠席議員（1名）

14 番 村 西 作 雄 君
----------------

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	西川傳和君
総務政策監	生駒秀嘉君	福祉政策監	木村美紀君
産業政策監	北川三津夫君	兼健康推進課長事務取扱	
経営戦略課長	田中孝幸君	教 育 次 長	上林市治君
人権政策課長	藤野知之君	兼教育振興課長事務取扱	
福祉課長	小林充周君	行革・DX推進室長	久保川瑞穂君
住民課長	楠 真二君	兼公共施設最適配置推進室長	
農林振興課長	山本拓也君	くらし安全環境課長	水谷徹也君
生涯学習課長	陌間秀介君	子ども支援課長	重田祐史君
兼国スポ・障スポ開催準備室長		税 務 課 長	藤澤雅史君
		建設・下水道課長	羽田順行君
		会 計 管 理 者	北村章夫君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長	森 まゆみ	書 記	伊 谷 一 真
--------	-------	-----	---------

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○副議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。

本日、議長より欠席届が提出されております。そのため、副議長である私、河村善一が議長を務めさせていただきます。

また、藤野給食センター所長より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○副議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○副議長（河村善一君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日9月11日に引き続き、2名の一般質問を行います。

順次発言を許します。

---

◇ 小菅久宜君

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） 2番、小菅久宜です。一般質問を行います。

農業問題、高齢者の交通手段、旧愛知川警部交番官舎解体工事の精算変更契約について行います。

1、農業問題。1、道路・農道・農地に散乱するごみ対策。

誰がごみ袋をいきなり道路におきざりにする生活ごみ、どこからか流れてくる缶、ペットボトル、吸い殻等が道路沿いの農地に散乱する、農産物の生産現場において腐らない堆肥化しない環境破壊、ごみ拾いから始まる農地の維持管理、生産コストの増大につながります。食料の生産現場において、農産物の価格転嫁できない食料素材の生産です。消費者は安心・安全な低価格を求めますが、ごみと戦いながら自然相手の雑草と気象状況を見ながら農産物の生産、農地の維持管理の仕事です。

この状態において、ごみ問題に対する生産向上の政策を求めたい。答弁お願いいたします。

○副議長（河村善一君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） お答えさせていただきます。

現在、町においては、農地、農道だけでなく、全域を対象にしたポイ捨て禁止の記事を町広報に掲載するほか、自治会への不法投棄防止看板の配布を行うなど、地域と協働で不法投棄防止の啓発に努めています。

また、人目に付きにくい場所に多い不法投棄を解消するため、美化推進事業として不法投棄監視員10人を設置し、毎月1回の監視や啓発活動を実施するとともに、特に悪質な不法投棄については、町職員が現地を確認し、県・警察をはじめとした関係機関と連携を密にして対処しています。

さらに、ごみゼロ推進事業として、不法投棄されたごみの回収及びパトロールを月6回、2班体制で実施しております。

これらの取組を継続し、地域の皆様の環境保全への意識醸成を図り、農地、農道をはじめ、地域の良好な環境の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） 2番、小菅です。しっかりとそうした行政としての周知等のほうには向いてると思うんですけど、ごみゼロ推進事業、不法投棄パトロールというところ辺で、パトロールされてるんが2班に分かれて6回というふうにも今、答弁がありました。その中でごみを集めといて、「ここに固めといたから持って帰ってね」と言うて、通られたパトロールの方にしゃべったことがあるんです。そしたら、「後でね」と言うて帰られる。10メートル、20メートル下がったらすぐ軽トラックに乗せられる状態の中でもそういうような形があったというので、ちょっとそういうなんが、やっぱりその場で、せっかくこっちが拾って固めといた分を、たまたま通られたさかいにそう言うただけで、そのときに「はい」と言うて持って帰ってくれば素直で良かったんですけど、1週間ぐらい放ってあったというのがちょっと実態としてあったので、そういう話になりました。しっかりとこういうことがないように、せっかくこっちが拾ったもんやから、そこですぐにでも回収してもらえればありがたいかなというところなんです。また、特に町道、県道というところ辺が一番ごみの散乱が多いというのも一部農業者から聞いておりますので、その分、農道はあまりはない。また、県道、町道というところ辺が一番ごみの散乱がする部分があるので、生産コストにもすごく

つながってきますので、その点、注意していただけたらと思います。

次の質問に行きます。2番、農村環境維持管理。

今年度より、人・農地プラン地域計画、中間管理機構の連携で事業が開始されます。令和5年度におきましては、人・農地プランの法定化に伴う地域計画を全ての地域で策定する必要があります。そのため、町担当人材を強化しながら、県、JA、農業委員会など関係機関とともに推進してまいります。農地等で農地ごとの将来の後継者を徹底し話し合っていたいただき、認定農業者だけでなく多様な担い手を有効利用できる仕組みを構築していくところでございますという答弁が前回ありました。

多くのこれまでの問題をいきなり集落へというのはなかなか難しいのではないかと思います。農業が変わるとき、過去においては、愛知川町時代に愛知川町農業を考える会（県・町・JA・農家・消費者等）という委員会が組織され、そこで合理化事業や集落営農、認定農家、アグセス愛知などが組織化され現在に至る、今日の姿、農業の現状にたどり着き、年月の経過と共に次の課題、問題が出ています。

国や執行部の提案だけで見えない部分、諸問題、地の暑い関係機関、JA、農家、消費者や、また地域おこし協力隊等の様々な人材を入れての委員会、諮問機関の設置を求める。集落に徹底して話し合っていたく前の導く提案をするということを、課としてどのように思うか、答弁願いたいと思います。

**○副議長（河村善一君）** 農林振興課長。

**○農林振興課長（山本拓也君）** 答弁いたします。

地域計画の素案をまとめるには、集落ごとに話し合いを行うことが必要です。滋賀県から公表された地域計画作成マニュアルでは、集落ごとの話し合いの前に広域で耕作する担い手の意見交換の場を設けると示されており、地域農業の継続に不可欠な耕作者の意向を地域計画に反映しようとする考えが伺えます。

今回の改正では、農業者のさらなる減少や高齢化を見据え、農地の集約化を大変重要視しており、その調整には農業者の参画が不可欠と言えます。また、農地ごとの耕作予定者を示す目標地図では、農地の受け手はこれまでの認定農業者だけでなく、兼業農家や半農半Xなど、農地を有効に使う方は、規模の大小を問わず農業を担う者として扱うこととなりました。担い手政策を続けながら、小規模の農業参入も可能にする方針転換には疑問の声もありますが、担い手農業者だけでは受け切れない狭小や不整形、基盤が未整備等の農地が数多くあることを考えれば、これらの改正は全て地域

農業を守ることが目的と言えます。

食料問題をはじめ、地域農業や農村の維持は、農家の方に限られた課題ではありません。議員もおっしゃるように、このような大きな変革の中で、営農組織や市民農園などの農地利用のほか、安全な農作物、自然生物や防災などについて、消費者、生活者、若者など多様な主体の意見を聴取できる場合は、町の政策だけではなく集落の未来にも地域農業の継続を考える上で大変重要であると考えます。

今般の地域計画の策定においては、県のマニュアル等であらかじめ体制が示されていますので、新たな機関を加える案につきましては、現在、設置に向け準備中の地域計画の協議の場において、関係機関に意見を伺いたいと考えております。

以上、答弁いたします。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** 2番、小菅です。農家、集落に落とすという、一旦は集落で考えていただくというのも大事かと思えます。そういう事業が始まる、そういう事業でそういう地域計画をせないかんという周知のためにでもやっぱり一旦落とさなアカンかもわかりませんが、やっぱりこだけ農地の集約、集積が進んでいる以上、広域な諮問機関の中での議論というのが大切かなというふうに思います。今現在、農業クラブ等、またそういう消費者等も入れた中、またこの愛荘町の地域協力隊を、またその中で発信していただけるような農業問題、いろんな形の中での諮問機関が必要になってくる、愛荘町全域の中でのやっぱり農業問題を考えていくという場の中で、そういう諮問機関なり愛荘町広域の中での問題化等々についての話合いの場を持ってもらいたいと思えますので、その点についてのお考えをお願いいたします。

**○副議長（河村善一君）** 農林振興課長。

**○農林振興課長（山本拓也君）** 御答弁で申し上げましたが、議員のおっしゃるとおりで、様々な課題解決には農家の方だけでは解決しないと、その諸問題を広域に話をしていく諮問、ないしはそうした問題を提起できるような場所、そうした場所が以前にもあったということでの御提案でございますので、真摯に受け止めたいと思えます。また、その考えの中には、議員にも御参画いただきたいと考えております。

以上です。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** ありがとうございます。2番、小菅です。しっかりと愛荘町

全域で考えていける諮問機関としてもらいたいかなと思います。

次の質問に行きます。高齢者の交通手段、自動車免許返納移動の手段。

高齢者の自動車事故、操作ミスが原因で、テレビ等マスコミ報道され、問題化し、自動車の免許返納が取り沙汰されています。町内の免許返納はどうなっているのか。高齢化により体力の衰え、移動手段としての車をなくす、何とか日常生活においてお買物等に便利に不便になります。町では愛のりタクシーを推奨していますが、利用度はどのようになっているのか。また、身近なところに行くのにタクシーはどうかと思います。免許の要らないバッテリーカーで走る電動カーの普及も増えています。しかしながら、高額でまだ多くの利用がない状態です。家庭に閉じ籠りがちにならないよう、身近なところの移動手段としての利用に町の補助金の創設を望みたいと思うが、担当課のお考えをお示してください。お願いいたします。

**○副議長（河村善一君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**（西川傳和君）** まず、運転免許証の返納状況でございますが、令和2年度から令和4年度までの過去3年間で178人、令和5年度からは7月末時点で32人が東近江警察署に返納のほうをされております。

次に、愛のりタクシーの利用状況ですが、令和2年度の利用者数は7,463人、令和3年度は7,585人、令和4年度は8,678人となっております。令和5年度7月末時点の利用者は3,067人であり、コロナ禍前の令和元年度と同月比較では増加傾向にあります。これは、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行したこともあり、コロナ禍における社会の行動変容が元に戻りつつあるためと推察しております。

一方で、議員の御質問にもございましたように、高齢者の方々の移動の確保、また家庭への閉じ籠りや体力の低下等には、町といたしましても課題を感じております。介護予防の観点からも重要視しており、福祉部局を中心に、町社会福祉協議会とも綿密に連携し、様々な施策を講じているところです。

特に、従前から実施しておりました健康元気もりもり教室が、スポーツ庁の先進事例に選定されたことにより参加者が増加していることに加え、自治会単位での自主活動グループの立上げという波及効果も出ております。さらに、令和4年度からは町社会福祉協議会による健康居場所づくり事業もスタートし、外出支援を目的に高齢者の

方々の買物支援や施設見学等も実施しており、これらの取組により筋力アップや要介護率の低下、自身の健康感の向上など、好循環を生み出しているものと認識をしております。

超高齢化社会を迎える中、また人生100年時代とも言われる社会において重要なことは、健康寿命の延伸です。そのため、福祉部局との連携はもとより、自転車の利用や地域コミュニティによる互助輸送なども併せて促進していくこととし、現時点におきましては電動シニアカートへの補助制度の創設は考えておりません。

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） 2番、小菅です。今、愛のりタクシーの利用状況が、年間7,000人、8,000人というふうな形で報告を受けました。これは多いのか少ないのかという部分もある、また常連客が何回乗っているのかという部分も延べとしてあるのかなと思います。愛のりタクシーができた、創設と目的をお話し願いたいかなと思います。

○副議長（河村善一君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 愛のりタクシーにつきましては、路線バスが以前、町内も走っておりました。路線バスの維持に代えまして、代替交通といたしまして、このデマンドタクシーが導入されたというような形になっております。

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） デマンドバスは愛荘町にはあったんですか。

○副議長（河村善一君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） デマンドタクシーがこの愛のりタクシーという形になります。デマンドバスというのは走っておりませんでして、以前に走っておりましたのは路線バスでございます。金剛輪寺線で、稲枝から金剛輪寺に向かうバスという形になっております。

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） バスが走ってたということで、もうひとつやっぱり私は高齢者の移動のことが心配になって、愛のりタクシーもこれを使ってくださいというふうな形になったんかなというふう感じたんです。もうちょっと利用者を増やすために

免許返納者に対してのタクシーチケットなりパスポートなりというのは、特典としてどうかというふうにちょっと考えるんですけど、どうですやろ。

**○副議長（河村善一君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**（西川傳和君）** 免許返納された方への支援という形でございますけれども、自動車の運転に不安を感じる65歳以上の高齢者を対象に、県では免許の自主返納を促しているところでございます。交通事故の防止に向けた取組を進めているというところでございますが、自主返納をした高齢者の指導手段として、その愛のりタクシーを利用いただくために、彦愛犬、1市4町で構成する湖東圏域公共交通活性化協議会で、免許返納された方を対象に愛のりタクシーまたは圏域で運行するバスの回数券9,000円分相当を交付し、返納後の移動を支援しているというような状況でございます。

また、令和5年度からは運転免許証の返納をためらう高齢者ドライバーに、自主的に自動車の運転はしない生活を1か月程度体験していただくために、公共交通機関の利便性、また家族のサポート等に対する気づきを促して自主返納を促進するというもので、こちらは愛のりタクシーの回数券4,500円を交付するというところで、お試し返納というような形の事業も進めているところでございます。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** ありがとうございます。いろんな制度があるということが私にも見えてきました。けど、この愛のりタクシーの、この間、住民課のほうで見せてもらってて見ると、この停留所自体が豊郷とか東近江の病院のほうには行ってるんですけど、身近な医療機関、愛荘町の中にこの停留所がないんですよね。やっぱり乗るところは集落から電話かけて待ち合わせで乗っていくけど、特に車のない高齢者、返納された方、病院に行こうと思っても、各集落なり駅なり、そういうところで下りてまた歩いていかななくてはならないという状態、これやっぱりそういうためにも医療機関なり病院に愛のりタクシーの停留所を設けるという対策はどういうふうに考えられるかということをお答え願いたいと思います。

**○副議長（河村善一君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長**

**（西川傳和君）** 町内に幾つか医療機関がございます。愛のりタクシーの停留所ににつきましては、乗られる集落を起点として考えておるところでございます。停留所の

設置につきましては、一定300メートルという範囲の中に1か所という条件等もございます。そういった中で、設置がどうしてもその医療機関と近づいてしまうと設置できていないところもございます。今後、その停留所の設置に関しましては、圏域の公共交通の活性化協議会の中でもいろいろと議論はしておるところでもございます。できる限り、その利用者の利便性向上のための停留所の設置というものは、引き続き協議会のほうにも投げかけまして協議を進めたいというふうに考えております。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** しっかりとその協議会のほうにも伝えてもらいたい。この周辺にアモールがあって、役場があって、そんな近くないところにも図書館があるのかな、この近くには。その辺の中でもちょこちょこ停留所がある。けど、集落を中心とした形の停留所になってるので、医療機関がやっぱりそこに行くという、このやっぱり免許返納、高齢者、病院という中での、そこら辺が300メートルあるかないか私は分かりませんが、その辺についてもしっかりと停留所をそういう場所に設けるということも大事ではないのかなということ。また、バッテリーカーでこの集落内移動をし、また愛のりタクシーに乗ってそっちへ移動していくという連携も1つの移動手段の連携というような形で考えてもらいたいなというふうに思ったりもしますので、その辺、答弁どういうふうにお答えになるか教えてください。

**○副議長（河村善一君）** 企画政策監。

**○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君）** 確かに、町内は愛のりタクシーの停留所は集落の中に1か所という形になっております。ドアツードアではないというところで、以前からいろいろと議論はいただいておりますけれども、やはり停留所から自宅までのいわゆるラストワンマイルといいますかの部分につきましては、確かにその電動カーであったりとか、あと町のほうでも今年度予定をしております電動三輪自転車の導入であったりとか、そういったところも含めまして、要は停留所から自宅までの交通手段、移動手段というものも、町としても引き続き考えていくというところでございますので、よろしく願いいたします。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** ありがとうございます。移動手段の連携ということで、しっかりとしてもらいたいと思います。また、そのバッテリーカーがまた普及して、ちょ

こまかちよこまかと走り出すと、運転してる人間、また歩道、歩行者等の整備も必要になってくる、道路の環境整備等々も考えながら、また安全講習等々も考えながら、そういう整備等も話の中に入れてもらいたいかなと思います。

次の質問に行きます。旧警部交番解体工事精算変更契約についてというところで、ちょっと質問内容、同じことを繰り返しているの、最後にまとめて話させていただきます。

解体工事の予算範囲内にあるという中で、今回の落札金額より増額する精算変更契約の変更協議を求める内容が全員協議会の中でいろいろと協議されてきました。変更増額523万2,700円、変更内容8項目が示され、今回の議案審議となっています。一つ一つの項目ですが、問題発生、費用の発生変更をしながらの状態になったことについて、時系列に考えるとどのような協議を課内で、執行部で、町長でなされたのか、協議内容を答弁願いたいです。

1、天井裏、配管エルボ等によるアスベスト除去作業、アスベストエルボ除去箇所、当初8か所から68か所、170万円程度。

2番、碎石による整地の仕上げに係る現地盤のすき取り作業及び碎石の追加145万円程度。全体敷地面積6,090平米のうち、最初のすき取り数からどれだけ増加したのか、また碎石の立米数から増加する立米数。

3番、旧警部交番官舎の解体後における敷地利用計画の周知看板の設置が57万円程度。

在置杭の座標測量費用48万円程度。

工事中における騒音振動測定38万円程度。

6番、トランス・コンデンサの処分に係るPCBの検査費用、廃棄処分業者、受入時の確認のために35万円程度。

7番、現警部交番裏のフェンスの追加21万円程度。

不要備品等の処分10万円程度。

増額8項目についての、業者との協議内容、協議回数、月日の課内での協議内容、協議回数、また月日の執行部、町長となされた協議内容、協議回数について、ここまでを一般質問を先にお願いたします。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） それでは、御答弁申し上げます。

議員御指摘の変更増額となった8項目につきまして、端的に御説明申し上げます。

1点目、天井裏等、配管エルボ等に係るアスベスト除去についてです。工事業者、監理業者との協議内容は、事前の作業前調査、測定時の確認事項の報告、協議、またはアスベスト除去時の立会い等であり、4月28日を初回に8回実施いたしました。課内の協議は、調査内容から対応協議を1回実施いたしました。

2点目、碎石により整地仕上げに係る現地盤のすき取り作業及び碎石の追加についてです。工事業者、監理業者との協議内容は、埋戻し材及び整地施工に係る仕上げ高の協議であり、6月13日を初回に2回実施いたしました。課内の協議は、あとの利用を見越し、材料、仕上げ高の協議を1回実施いたしました。

3点目、旧警部交番官舎の解体除去後における跡地利用計画の周知看板の設置についてです。工事業者、監理業者との協議内容は、発注者側からの指示、現場立会い、是正指示等であり、6月7日を初回に4回実施いたしました。課内の協議は、デザイン原案の確認、是正指示等を3回実施いたしました。

4点目、存置杭の座標測量についてです。工事業者、監理業者との協議内容は、発注者側からの指示、測量の目的説明、任意座標の使用の了承等であり、4月7日を初回に4回実施いたしました。課内の協議は杭の位置が容易に復元できるための管理上の指示確認を1回実施いたしました。

5点目、工事作業中における騒音振動測定費用についてです。工事業者、監理業者との協議内容は、発注者側からの指示、周辺店舗、住宅への影響調査を目的に実施、測定立会いであり、6月15日を初回に3回実施いたしました。課内の協議は、調査実施目的等の確認を1回実施いたしました。

6点目、トランス・コンデンサの処分におけるPCB検査費用についてです。工事業者、監理業者との協議内容は、引取り業者への証明発行、搬出前の分析結果報告等であり、6月15日を初回に2回実施いたしました。課内の協議は、引取り業者への証明発行に係る確認を1回実施いたしました。

7点目、警部交番裏のフェンス工追加についてです。工事業者、監理業者との協議内容は、フェンスの端部の延伸の協議であり、7月13日に1回実施いたしました。課内協議は、承知した内容の報告を1回実施いたしました。

8点目、不用備品等の追加処分についてです。工事業者、監理業者との協議内容は、発注者側からの指示で追加を依頼したものです。現場へ同行願ひ、追加する不用物品

の確認を1回実施いたしました。課内の協議は、廃材、不用物品の追加処分について1回実施いたしました。

以上につきまして、町長との協議につきましては、全体を一括して8月8日に1回実施しております。また、周知看板につきましては、看板デザインの案の協議並びに是正後の設置位置等の報告を行っております。

以上でございます。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** 今、答弁の中で、発注者側という言葉が出てくるんですが、発注者側というのは業者からということか、こっちからということか、ちょっとその辺お願いします。

**○副議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** 今ほどの答弁のほうでさせていただいた発注者側という部分につきましては町当局ということで、町のほうが発注しておりますので、町当局という意味というか内容でございます。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** 2番、小菅です。町からの発注者側、町から業者のほうに存置杭の測量についてお願いするという協議をしたというふうな捉え方でよろしいんですか。

**○副議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** 今ほど4点目の存置杭等の測量についての内容の部分につきまして答弁申し上げたとおり、発注者、町のほうからその指示、存置杭の座標を測量していただくように指示を出して、追加工事のほうを発注させていただいたという形でございます。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** 2番、小菅です。解体に係る金額、入札価格に関してこの変更を願いたいという中で、予算がここまであるから、これもお願いしとこうか、これもお願いしとこうかという中での、町からの依頼で業者は動いてくれてはったということなんですよね。

**○副議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** 予算という部分に対してはもちろん大切な部分です

けども、予算が今回で言うと入札の執行残という部分に対してお金があったという部分は現実ありますが、今回追加させていただいた8点の部分につきましては、この工事の最終的な部分で、町のほうが工事の後、必要と考えておる部分について業者と協議しながら発注させていただいたというものでございます。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** 2番、小菅です。エルボ等に係るアスベストの除去に対しては、8が68になったと。解体してみな分からなかったさかいにそういうように増えたというふうに、これについては私は追加内容としてはいいかなと思うんです。けど、ほかのこの7項目については、これもお願いしとこう、これもお願いしとこう、あれもお願いしとこうという中で生まれてきた忘れていたこと、しとかなあかんけど、例えば騒音測量せんらんことやったのに乗ってなかったねということをお願いしとかなあかんということになるのかなと思いますけど、これは落札業者にはやっぱりどれだけの権限があるのか、落札業者に工事を落札を落とした限り、検査が終わるまで全部そこに任せてしまわなあかんもの権限があるのか、いや解体してもろて、新たなことについてはほかの業者に任せてええというのになるのか、その辺についてお伺いいたします。

**○副議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** 落札業者と町のほうの発注側の関係につきましては、もちろんお互い対等というか、こちらのほうも工事をお願いしている部分に対して業者様のほうの状況というか御意見も聞きながら、その工事が期間内に滞りなく完了するような形で、両者誠意を持って進めていただいているという状況でございます。そうした中で、今ほど追加的な部分につきましては、当町の考えてる部分につきまして確かに工事を行っていく中で、いろんな当初想定されていないところの部分が出てきます。先ほど議員おっしゃっていただいたような私どものほうも十分な部分ができてない部分も含めまして、アスベストの除去の箇所等につきましてと、そしてまたトランス・コンデンサの場合で言いますと、一般的に私どもが聞いてた部分に最終処分の中で証明書までは必要ないかなという部分でありましたが、最終処分を頂く引受先の部分ではその証明書が必要であるということが発覚した等の変更の内容でございますので、手戻り等がないような形で進めさせていただいてという経過でございます。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） 2番、小菅です。例えば、周知看板に関しては解体には何も関係ない話で、そこまでの落札業者に発注せんならん権限があんのかないのかということ、例えばの話でちょっとまた聞かせといてください。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 周知看板につきましては、前回のほうで他の議員のほうからも御質問がありましたように、解体するに当たりまして、この後どういうふうなことが起きるのかという部分のお電話等があったということは、過去答弁したとおりなんですけども、そうした中で一番効果的な部分につきましては、当該地に早期に周知看板を立てることが適当であるという判断のもと、工事施工中に看板を設置させていただいたという考えでございます。

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） 2番、小菅です。いや、そういうことじゃなくて、私が聞きたいのは、落札業者でないことにはあかんのかというだけの話なんです。権限がそこにしかないのかと、新たなところに発注することはできないのかということを知りたいんです。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

今ほど少し触れさせていただきました、施工地に看板を設置することが一番、住民さんも分かりやすいという判断というか考えのもと、ことを考えますと、今、施工していただいているところを管理していただいております請負業者様のところに設置をするということで、その業者様のほうに発注の工事の中の内容に組み込んでさせていただくのが適当であるということで設置させていただいたものでございます。

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） 2番、小菅です。施工業者が適当やと思ったから、発注落札業者が適当やと思ったから、そこで頼んだんやという答弁、話か。いやそれとも、もっとほかの考えが、そこで施工業者が適当やと思ったからなのか、そこに権限が、工事してる権限がそこにあるから頼んだのか、そっちはどうなんですか。権限があんのかないのかという話です。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 権限がそこにあつたのが適当という部分でいうと、

工事の施工地を管理いただいているのは施工業者様で、そこに新たな業者様が新たに看板の請負を立つことによって、調整なりまた支障を来す場合等もありますので、施工業者様の中でしていただくといろいろな調整等がスムーズに進むという考えのもと、施工業者様のほうに発注をしたという、追加工事をしていただいたという形でございます。

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） 2番、小菅です。施工業者の現場の責任の中で、そういう考えしかなかったというふうに捉えます。

次の質問に行きます。各項目を増額する見積額の算定はどうなったのか。

もう1つ、また私から言わすと、内容が新たな事項に関する部分、予算の算定はどうなっているのかということについてお尋ねいたします。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

算定の根拠につきましては、工事施工業者から徴収する見積書に査定率を掛けたものを積算金額に用いるほか、建設物価、コスト情報等の積算に係る専門情報誌から単価を引用して算出した直接工事費に共通仮設費積上げ分を含めた諸経費を上乗せして総工事費を算出するものでございます。

これは、工事費の積算上のルールであり、今回の変更増額要素である8項目全てにおいて用いた算定根拠でございます。

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） 2番、小菅です。今、この算定根拠に基づき工事業者から徴収した見積り、工事業者から幾らかかるよというふうな形の中で見積書を頂いた、それに査定率を掛けたというところ辺を、もうちょっと詳しく説明願えますか。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 施工業者からの徴収する見積りの部分に対して査定率を掛けるという部分につきましては、工事業者様のほうからの見積りにはいろいろと諸経費的な部分等が含まれている部分があります。そうした中で、 공통的にその単体だけでやる工事の部分と、現場が動いてる中で資材等の部分の移動の経費等、例えば建設機械等がもう既にそこにある部分が活用できる等については査定をしながら、その辺の改装費等の部分を査定率という部分で申し上げましたが、そうした経費の部

分を査定をさせていただいているというものでございます。

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） 例えば、周知看板に関して57万円、その57万円が出てきた計算、見積額が幾らになってて、査定率がどうなっているというところ辺は、詳しく話ししてもらえますか。

---

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時48分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今現在、この看板に係ります57万円の積算根拠という部分につきまして、現在進行中の工事の内容でございますし、現在まだ契約期間中の工事でございますので、その部分につきましての積算の根拠等の公表はできないということですので、御了承賜りますようお願いいたします。

---

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時49分

再開 午前10時05分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 先ほどの私の答弁の部分を一部訂正というか、ちょっと私のほうの解釈というか、文言の使い方のほうが誤っておりましたので、訂正の部分を申し上げます。

先ほどの現在進めておる工事の工事中ということで申し上げさせていただきました。工事につきましては既に全て完了しておるという形で、工事自体は今は動いておりません。しかしながら、その工事の期間中、工期はまだ終わっておらないということの

意味合いで発言をさせていただいたもので、工期中ということでございます。申し訳ございませんでした。

またそれと、公表の部分につきましては、先ほども答弁させていただきました積算金額に用います建設物価とかコスト情報等の積算に係る専門情報紙等の数字につきましては公表できますが、見積書の額等につきましては公表できませんので、よろしくをお願いします。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** 2番、小菅です。今、答弁の中で公表できないという話がありました。57万円の見積り価格になった根拠を教えてくださいという程度ということなんですけど、程度ということは、まだ下のほうに端数があるかと思えます。その辺の中、また工事中における振動騒音調査に関してもどうなっているのかなという部分、またフェンスの追加というのもどういうふうな積算の中で生まれたのかなという部分等々、新たなことについてはどのような積算をしてるのかなというふうに私は思います。業者の言われたとおりの中で、どんな積算の中でこの数字が生まれてきたのかという部分が知りたい部分です。普通の市民、住民が役場等に申請業務しますと、必ず保全事業課でも10万円以上は3者見積りとか、また見積額の8割とか、それを義務付けられたような形で提出されます。私は、単なるその見積額に対して、そういう平等な対等な立場の中でのそういう査定、算定をされているのかなという部分が出ないとおかしいなというふうに思います。そういう住民のほうからは、これ出しなさい、あれ出しなさい、これ出しなさい、いうんやったら、行政のほうからでも、こういうようなルールでやってるさかいに、同じような落札業者に対しても見積り価格やったら、その3者見積り、その落札者に対して3者見積りを取りなさいよとか、また3者見積りの中での8割単価ですよとか、そういう、やっぱりこっちが、住民が申請する業と、また行政がそういうふうに行っていく中での対等性がないことには、落札業者、行政がする落札業務とはまた違うよと言われるようでは住民感情がまた逆なでされるような気がしますし、その辺、これからまたいろいろの解体工事がある中で、どういう査定する、せんという部分、やっぱりこの住民、こちらが役所に、行政に申請するような3者見積りなり、また見積額の8割方、費用を査定価格の中に入れるなり、そういう対等性の中での話をしてもらいたいかなと思いますので、答弁お願いいたします。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

議員おっしゃられますように、発注者は町のほうと業者様のほうとの、確かに見積りを提出いただいた中で言うと、その差異というか、その見積りの妥当性等の部分は町が審査する必要がございます。そうした中で、町としまして、そういう部分の今、議員おっしゃられるような見積りを多々取るという部分も必要になってくるかとも思いますが、今回につきましては、その工事を監理監督いただく設計業者様のほうを委託しております。そこの部分の設計業者様のその積算の追加工事にしましても、その妥当性という部分は設計業者のほうと確認をしながら進めておる中で、その見積額等に対しての、先ほど申しました査定率等の部分の率等も含めながら、その見積が妥当なのかという部分を精査した上で工事を進めておるということですので、御了承いただきますようお願いいたします。

○副議長（河村善一君） 2番、小菅久宜君。

○2番（小菅久宜君） 2番、小菅です。監理会社、設計業者等々の見積りの査定というふうに答弁いただいたんですけど、こっちさっき3者見積りと、そこだけの見積りじゃないよと、ほかにももっと取りなさいよという話をこれからも持って行ってほしいなという話なんです。愛知川公民館を潰すに関しても、これからまたいろいろな体育館なり次々と進んでいくことがあろうかと思えますけど、それに続くはじめの警部交番官舎の解体でこういう問題になっているので、その見積額の査定というのは、その業者だけじゃなしに3者見積りを取りながらという査定というのも、見積額の8割額やというようなルールの中で、こちらは住民のほうは申請業務させてもらってる、そのルールの中でやっぱり行政も動いてほしいなというふうのが私の思いで、そういうふうに変えてもらいたいかなと思います。

次に行きます。町長の懸案事項の、3月議会で前へ進めたいという議決した思いは今どこに、もっと慎重に議会とコミュニケーションを交わし両輪のごとく遂行していくために、住民感情に逆らわない御理解を頂ける日々の行政業務をどう考えているのかお答えください。答弁願います。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 地方自治を進めていく上で大切なことは、議会と行政とが共に、住民の皆様と愛荘町の未来を中心に置き、まちづくりや福祉、教育など、様々な

分野に関して、時に向き合うことが困難な課題であったとしても、歴史の評価に耐える必要な成果を社会に生み出し届けていくことであると認識しております。

特に昭和の時代に象徴される経済拡大局面を経てきた上で、今後も地域と日本が何とか活力を維持していくためには、相当の意識の変化、行動の変化が求められています。高齢化は進み、少子化は進み、社会の担い手が確実に減をしている中で、これまでをはるかに超える社会維持の費用を注がなくてはいけない、私たち一人一人が重みとして背負わなければならない時代でございます。よほどの価値を生み、合理的な判断も経て、デジタル化も進展させ、一人一人の社会貢献へのお力も頂き、それでやっとなら維持がもしかしたら叶うかもしれないという瀬戸際に、総体としての日本、そして日本を構成する私たちの暮らし一つ一つの地方自治体があると感じています。

行政は各種の法令や計画に基づき、政策や施策を立案し、費用対効果や他の事業に与える影響も検討の上、議案として議会へ上程します。

議会は、議案を幅広い見地、知見、見方や考え方により審議いただき、議決、決定する機関であります。

こうしたプロセスにおいて大事にすべき点といたしましては、行政から提案する内容を議会の皆様との協議を経て、住民の皆様にも、質の高いよりよい施策として成就させることであると考えております。

町執行部といたしましては、引き続き全員協議会等において、各種事業に対する協議やその進捗状況の報告を丁寧に行ってまいりたいと存じます。議員各位からは住民代表としての御意見を頂き、議会と行政が両輪となり切磋琢磨し、住民の負託に応えるべく、町の発展と住民福祉向上に努めてまいりたいと存じます。

**○副議長（河村善一君）** 2番、小菅久宜君。

**○2番（小菅久宜君）** 2番、小菅です。今、町長のほうから答弁いただきました。先ほどの答弁でも、8月8日に一度、最後の一括説明が町長のほうにされてるようなことになっております。せっかく3月議会、前へ向いていこうというて、ああした形の中で進んできたという中、今こういう警部交番の解体でその思いが慎重に伝わっていないというのは、とても寂しいことです。もっと執行部のほうもしっかりと町長と向き合い、現状報告をもっとしっかりし、8月に1回しかこの報告を受けてないというのは、町長も選挙で生まれた町長やし住民感情を持っておられる、議会も選挙で当選させてもらった中での住民感情を持っている、その中で執行部として動いていかな

あかんという思い、町行政はやっぱり議会と町長、またそこが両輪のごとく話合いの中で動かなくてはならないという部分、密接なそういう情報共有をせんことには、問題が現れ議会がぎくしゃくするというふうに考えます。その中で、やっぱりそういう部分をしっかりと町長にも伝えて、今、議会とのコミュニケーションをしっかりと取ってもらい、住民感情に逆らわないような形の中で議会運営をしてもらいたいと思います。そうでないことには、これからの解体工事等、また新築工事等についてのいろいろな問題が生まれてきます。なかなかそういう問題をスムーズにいかしていくためにも、コミュニケーション、議会運営ということを綿密に議会とも取ってもらいたいと思います。ということ、私の一般質問の最後の話として終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○副議長（河村善一君）** 終わりによろしいですね。以上で、小菅久宜君の一般質問は終わりました。

---

◇ 竹中秀夫君

**○副議長（河村善一君）** 次、12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。一般質問を行います。よろしくお願ひします。本日の一般質問、大きく3点をテーマにしておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

まずは、愛荘町の職場における体制について。

現在の愛荘町における職場環境を拝見していると、ここ数年、様々な理由で休職している職員が非常に多く目立っています。特定の課においては、正職員が休職していることで、急遽、会計年度任用職員を充てる等、非常にひっ迫した状況であり、住民サービスの低下と判断せざるを得ません。やはり適材適所に正規職員を配置し、加えて明るい職場の環境づくりが喫緊の課題であると考えているところであります。

そこでまず1点目に、職場におけるメンタルヘルス支援要綱にもあるように、心身の故障による病休者及び休職者を把握したときには、どのような体制を持っているのか、また速やかに復帰支援に関する制度や手順についての情報を提供し、当該職員が安心し療養に専念できるよう、どのような配慮をしているのかを問う。

**○副議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 職場において病気休暇者等が発生したときは、役場内の関係

者において協議の場を持ち、休暇者等への支援方法や業務が停滞しないよう業務の見直し、また所属内職員へ偏った負担が生じないよう、業務の平準化などについて検討しております。

特に病気休暇等の職員に対しては、毎月1回程度、所属長による聞き取りを行い、病状や復帰についての相談、情報提供を行うとともに、ケースによっては主治医との情報共有も行い、スムーズに職場復帰できるよう支援を行っております。

また、休職者の職場復帰に当たっては、本人が希望した場合は、段階的に職場の環境や出勤に慣れるよう調整しながら、復帰に向けた作業に取り組む準備期間を約4週間程度設けています。この準備期間の前には、主治医や産業医との面談を行い、本人の健康状態を十分確認した上で、1日当たりの時間数や作業内容を計画して実施し、本人の職場復帰へとつなげております。

病気休暇、休職中の職員が安心して職場復帰でき、元気に働き続けられるよう今後も支援を続けるとともに、新たな病気休暇、病気休職者が発生しないよう、職場におけるメンタルヘルス対策として、ノー残業デーの設定や有給休暇取得の推進、上司による面談や心理士等によるカウンセリングの実施、労働環境の改善など、管理職や組織による職員のケアにも一層力を入れていく必要があると認識しております。

○副議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 再質問を行います。休職者に対する配慮について、答弁において様々な職員に対する苦労は確認できました。1点確認しますが、様々な要因で休職された職員が復帰された場合、同じ課での復帰となるのか、それともほかの部署への配属になるのかお聞きいたします。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

原則、その課における復帰ということになっております。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 2点目に、職員の健康と快適な職場環境の形成を図るため、職員の危険、または健康障害を防止するための基本となるべき対策に関することや、労働災害の原因及び再発防止に対する安全衛生に関することを審議する安全衛生管理委員会を月に1度開催するものと規則にうたわれているが、その実績と議論の内容を

問う。

**○副議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 安全衛生委員会の開催実績については、令和2年度に9回、令和3年度に7回、令和4年度に4回でございます。今年度については、これまでのところ開催しておりません。

過去の安全衛生委員会では、主として職員の健康診断の受診及び結果に関することや、職員の健康増進に向けての取組、時間外勤務時間の縮減に向けての取組などについて議論してまいりました。

今年度については、心理的なしんどさに起因すると考えられる休職者が多い状況にあることから、町としてもこれまで以上の対応が速やかに必要であると判断し、政策監級以上の職員が集まり話合いの場を持った上で、現在、できるところから各所属において実践しているところです。

議員御指摘の安全衛生委員会については、職員の健康と職員自らが働きやすいと感じられる職場環境を醸成するための重要な位置づけの会議でありますので、今年度は下半期においてしっかりと対応をしてまいります。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。再質問を行います。安全衛生委員会というのは、ここにもうたつてあるように、規則の第11条に、安全衛生委員会は1か月に1回開催するものとうたわれているが、なぜできていないのかお聞きいたします。

**○副議長（河村善一君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** まずもって、できてなかったというところにつきましては、非常に反省をしているところでございます。この点につきましては、しっかりと後期に向けて開催をさせていただきたいというところを思っているところです。特に委員会におきましては、協議の内容の充実も重要となってきております。例年同じ内容を協議する、検討するではなくて、他市町の状況等をしっかりと参考にしつつ、充実した内容で実施をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。再質問を行います。なぜそこを強く言うのかというと、ここで審議は職員の健康障害を防止するための基本となる対策を審

議するのではないのでしょうか。こういった議論を定期的にしないから、今のような健康障害のある職員がすごく増えるのではないのでしょうか。そのことについての見解を求めます。

**○副議長（河村善一君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** 今、議員がおっしゃったとおりでございます。非常に重要なこの安全衛生委員会というものでございますので、これについてはしっかりと対応のほうをさせていただきたいというふうに思っております。特に、今年度につきましては、安全衛生委員会も重要なんですけれども、そのもう一步奥に入って踏み込んでちょっと議論をしたいということがございましたので、7月に入ってからですけれども、先ほども答弁させていただきましたように、政策監級以上の職員が寄らせていただいて、こういった対応をしていくと、今のこの休職者、メンタルで休んでいたという方の不調者に対する支援、対応、それと準備数もございますけれども、そういったところも踏まえてですけれども、今の現状の課題、反省点、対策、それと具体的にこういったことをしていったらいいのかというところをしっかりと協議をさせていただいて対応させていただいているというところでございます。また、今回、実際にいろんな対応をさせていただいておりますので、その結果も踏まえまして、今度その結果を安全衛生委員会等で報告のほうもさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。今ほど政策監が答弁されたのは、今日までできてなかったということについて、7月にそれについてのいろんな意見交換を政策監中でやったと。私の言うのは、月に1回開けてないということは、もう特に認めたとということでありますわね。まして、このような状況下に令和5年度は置かれていることは多々あるということは御存じやと思っておりますが、それにかかわらず、月1回の話し合いとかよ、そういうことができてないということは、なぜ政策監が今日まで、政策監の職に就くまではどういう体制でやってたのか、その点も一遍お聞かせ願いたいと思います。あなたは政策監じゃなかったかもわかりませんが、前の政策監の後を引き継いで今日までのやってきたこと、その点も踏まえて、この5年度は一度もできてないと、7月にはやったと、反省の中であるけれどもやったと、一度もでき

てないということは、政策監が新しく就任してこのようなことで通るのか通らないのか答弁を求めます。

**○副議長（河村善一君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** まず過去でございますけれども、令和2年、先ほど答弁させていただいたように、私、経営戦略課長でございましたけれども、そのときに令和2年度に9回、令和3年度、これも課長でございましたけれど7回、去年、政策監にさせていただきまして、令和4年度につきましては4回というところで実施のほうをさせていただいております。特に、内容につきましては、どういった内容を検討させていただいているかというところでございます。定期健康診断とかがございますけれども、その受診率の向上、それとかあと夏季休暇、特別休暇5日ございますけれども、そういったところがしっかりと各課、個人が取れているのかどうか、取れていない場合はどういった周知方法をせなあかんのかというところ。それとあと役場の環境、室温がどうか、あと休み時間とか休憩時間とか照明とか消したりするんですけども、そういったことがどうなのかとか。あといろんな取組をしていく中で、朝、ラジオ体操をしたらどうかとか、あと徒歩とか、自転車であらどうかとか、そういったところも含めて総合的にこの委員会で議論しているというところがございます。特に今回、今年なんか特に休職者のことを言っていると思うんですけども、そういったところだけではなくて、そういった部分も含めて今後は議論していく必要があるのかなというふうに思っております。できてなかったというところにつきましては、強く深く受け止めているところでございます。竹中議員が御指摘いただいております安全衛生委員会の位置づけ、非常に重要なものがございますので、その点はしっかりと反省をさせていただいて、今後しっかりと対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。次に入ります。職員の不祥事に対する対応についてであります。

ここ数年、愛荘町職員の不祥事が相次いでおり、行政の業務に対して町民は非常に不信感を抱いておられるのではないかと懸念をいたしております。不祥事には、教育、コミュニケーション不足による知識、技術不足等、様々な要因はあるとは思いますが、不祥事への対応は担当部署のみで考えればよいのではなく、役場全体として考えてい

かなければならない課題であります。

そこでまず1点目に、様々な要因分析をどのように把握しているのか。また改善に向けての方向性や議論をどのように進めているのかを答弁を願います。

**○副議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 主として、不適切な事務の発生要因につきましては、以下のような事柄があると分析しています。

まず少々厳しい側面はもちろんありますが、不適切な事務に関しては、職業人としての覚悟、心配りや注意せねばならない点自体に気づき思いを致す力の拙さ、集団として成果を出すに際して具備することを期待される実務能力の不確実さ、組織における仕事の構築力、推進力、発想・想像力の練度に関する課題等々はあるとは、私もこれまで社会において仕事をしてきている一人としては率直に感ずるところがあります。

また、組織としては係長や課長等、上席にある者のチェック体制が十分機能しなかったこと、更に職員間や上司、部下とのコミュニケーション不足から、情報共有が十分でなかったため発生を避けなかったことなどが挙げられます。

また、1つ捉えておくべき背景として、現代の社会において、特に基礎自治体において、公務員、行政がつかさどっている実務の多様さ、幅広さ、そもそもの量の多さというものが職員にのしかかってきている部分が、過去との比較において確実にあるという点はあるとも感じています。

各種事項は社会の要請であることはまぎれもない事実ですが、その各種の事項が社会の公器の1つである今日の地方行政機構職員への負荷として、また新たに社会に生じ、さざなみのように社会に戻ってきている側面はあるとも存じます。

重要なことは、まず管理職をはじめとする職員一人一人が、どうすれば不祥事や不適切な事務の発生をなくすことができるのかを仕組みとして考え、実践することであると考えております。

そのため、事務ミス防止研修の開催、コンプライアンスマニュアルの再点検、所属ごとの事務処理に関する一斉点検の実施などを実施しています。

また、職員間のコミュニケーションの充実については、新たな取組として各所属において業務改善についてをテーマとした話合いの場を持ち、着手できるところから進めているところです。さらに、今後、意見が出やすい同じ年代層の職員同士によるグ

ループワークを計画しているところでございます。

個々の職員、各所属での対応も必要となりますが、議員御指摘のとおり、役場全体として考え行動することが重要であると認識しておりますので、引き続き実践してまいりたいと存じます。

最後に付言をさせていただきます。

今般の私からの答弁は、言うほうも聞くほうも、また職員の方々にとっても少々しんどい事柄であると感じておられないわけではございません。

愛荘町役場に人生のキャリアとしての大切な熱意と時間、労力を費やし、日夜奮闘し、社会の砦としての矜持をもって貴い職責を果たそうとされている多くの職員の方々がいることは事実です。そして、その姿を傍で見てくださり、温かいお褒めの言葉や感謝の言葉をかけてくださる住民の方々も多くおられます。

事務ミスにつながった仲間も大切な仲間であります。大切な人生です。人間ですから、あかんあかんと言われるよりも褒められたい、褒められると喜んで前向きなエネルギーを発揮します。あらゆる機会を捉え、住民の皆様からも、愛荘町役場の皆、よくやっている、とのお声をかけていただける場面を一層増やすよう、皆で努力してまいりたいと存じます。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 2点目に、チェック体制はマニュアル化されているのか、また日々の防止に向けた職員研修は実施されているのか、されていればその内容の回数をお尋ねいたします。

**○副議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 役場の業務につきましては、多種多様な数多くの業務が存在しており、マニュアル化されているものもあればされていないものもありますが、ルーティン化されている業務や複雑な事務処理が必要な業務については、チェック体制を含め、おおむねマニュアルが存在しているものと認識しております。

また、過去に事務ミスが発生した業務などについては、それを踏まえたチェックリストを作成することや、項目の追加、見直し等を指示しているところです。

職員研修につきましては、令和4年度に事務ミス防止研修を、全正規職員対象に実施いたしました。この研修を受け、各課においては、事務ミスや遅延を防止するために、日頃から遅延はないか、事務を進める上での困り事はないか等の管理職からの声

かけや、通知書等の発送時における複数人チェックなどを徹底しております。

今年度においても同様の研修を、管理職職員と管理職未満の職員とに分けて実施する予定であり、発生防止に努めてまいります。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。再質問を行います。

令和4年度に事務ミス防止研修を実施され、発送時における複数人のチェックと答弁されましたが、そこまで強化しながら、なぜ今回の除雪に関するミスは防げなかったのか、マニュアルがあるのならば、防げなかった要因は何か、答弁を願います。

**○副議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** お答え申し上げます。

この度、除雪の経費のほうが年度をまたいで支払いができてなかったということ、まずもって再度おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。今回の除雪の部分の支払いが遅れた部分につきましては、少し全員協議会でも御説明させていただいておりますが、少し事務処理のやり方が変わったというか、以前までは建設・下水道課のほうの予算の中で執行いただいていたものを、公共施設の部分につきましては総務課予算でという予算の組替えをした中で、担当のほうがその予算の部分の最終チェック等ができず、業務をしていただいているのに、業者様のほうからは作業報告書はいただいていたのに請求書等までの作業を怠っていて、業者様のほうからも請求書が出してきてなく、その辺の事務的な確認同意が漏れていた中でミスが発生したというものでございます。今後、その部分についてはしっかりと業者様のほうへの流れを今、作った中で、今年の冬等もしっかりと除雪をさせていただくような体制を取っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。申し訳ございませんでした。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。今ほど課長が申されたのは、ミスであったということの陳謝だと私は思っております。支払いを令和5年度の予算の中で支払ったということだと私は聞いております。そのようにはっきりと全協でも言われたと思います。なぜ、令和4年度の除雪で、令和4年度ですね、これ。もっと早くに支払いをしてから全員協議会で皆さんに報告をすると、これはもってのほかやと思いますよ。まずミスを認めて、議会に報告をして、それから進めるのが私は道理やと思いますけど、その点についての答弁を求めます。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 今回の除雪作業委託費用の未払いということの御指摘でございました。まず、令和4年度の出納閉鎖の後の令和5年度の予算の執行ということでもございました。これにつきましては、予算につきましては今年度の除雪についても予算化されてるといふ部分がございます。性質上、同予算でございますので、まず相手さんがございます。やはり払えていないということがございましたので、遅延金等も発生することもございますので早急にお支払いをさせていただくということで、まず内部会議をさせていただいた後、7月19日の議会全員協議会でございますけれども、資料も付けさせていただいているんですけども、未払いについてということで御報告をさせていただいております。その中で、支払い処理というところもございます。ちょっとここを確認させていただきますと、町内4業者への過年度分の支出に関しましては、令和5年度予算の除雪委託費用をもって速やかに支払いを行い、令和5年度予算から支出した過年度分の除雪委託費用については9月の補正対応をお願いをしたいというところをお願いをさせていただいたというところがございますので、そこは一定御理解を頂いているものと思っておりますので、よろしく願いいたします。いずれにしても、御迷惑をおかけして申し訳なかったです。

○副議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほど政策監が申し上げたのは、ミスはミスで陳謝と、私の言わんとするところは、このようなことが再々重なっている中で今回の関連でありますけれども、警部交番なりいろんな解体を進めてまいったと、その中で看板とさまざまな問題が発覚もしております。そういう中で、今ほどの答弁と今年度やった工事の関連性を考える中でも、政策監の言うことが私は一致しないと、そういうことを思っておりますけれども、なぜ月に1回、月に1回と先ほども言うてるように、いろんな政策監会議なり持つ中で、そういう整合性も考えた中の協議もなかったのか、これ除雪は4年度ですよ。この工事やいろんな関連でありますけれども、いろんなミス等々が重なったミス、ミスとしか私は言いようがないと思っておりますけれども、そういう中で、月に1回の会議すらできてないというところの、全く議会なり町民を愚弄してると、その点についても答弁を頂いておきます。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 今回の議員おっしゃいましたように、先ほどの会議の件

もそうですし、今ほど除雪の委託費用、それと解体に係ります規約変更等もございませぬけれども、そういったところについてミスが重なったり、説明もしっかりできてないという御指摘でございます。私からも言えることは、今後はそういった御指摘をしっかりと真摯に受け止めさせていただいて、私をはじめとする課員、それと私も立場的に総務の政策監ということもございませぬので、やっぱり役場全体を見据えさせていただきながら、そういったところをしっかりと指摘もできる人間にもならなあかんとおもうておりますし、再度確認をするということも含めまして対応していきたいなというふうにおもうておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。今ほど政策監が申し上げた、これも私のほうも真摯に受け止めさせていただきます。しかし、私の言わんとするところは、執行部、町長以下、執行部の方々でも議会の私たちも、町を良くするというは一致した意見だと私は考えたと思っております。そういう中で、再々再々と言ひますのが適当であるか分かりませぬけれども、このようなことが町民に知らされた場合、場合というか、あったとすれば、議会のあまりにも無責任さを町民は、執行部だけじゃありませんよ、議会にもその町民の声のしかかってくると、そういう中でこのようなミスというか、重ね重ねが重なってくると、この議場においてもこういうような意見の争いではありませぬけれども、このようなことが再三あるということは私は危惧をしておるところであります。執行部に物申し上げますと、もっともっと、町民の税金で動いてる行政機関であります。そのチェックは私どもの責任でもありますが、もう少し町民目線の気持ちになっていただきたいと、このようにおもうておりますので、今後については十分に気をつけていただくということで、次の質問に入ります。

役場周辺の土地利用について。

私は6月議会で役場周辺を中心とした土地利用や道路整備の思いや方向性について質問をいたしました。その中の答弁では、現在このエリアには愛知川庁舎を中心に保健センター、消防センター、商工会が位置しておりますが、将来的に旧愛知川交番や旧警察官舎の跡地を含めた一体的な土地利用により、ゆとりある空間を確保した安全・安心な行政エリアとして整備してまいりたいとのことであり、加えて、まずは町道東部開発線と町道愛知川栗田線の交差点部分の改良検討を行い、道路整備を進めた上で、愛知川庁舎前の道路を取り込んだ行政エリアへと整備していくとの答弁であり

ました。

現在、旧愛知川交番跡地は整地され、新設された看板には「2025年駐車場に変わります」とあるが、既に駐車場と示された中で、どのように一体的な土地利用を行うのか、また町長の示すゆとりある空間、安全・安心な行政エリアについては、官民一体となって魅力的な公共空間を確保すべきであると考えているが、町長の思いを問う。

加えて、駐車場としての利用を全面的に押し出したことは、住民にとって全体構想ありきとの誤解を招くことが想定されるが、今後における住民周知・説明会のスケジュールを問う。答弁を願います。

**○副議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** 現在、公共施設の最適配置の取組として、愛知川庁舎を本庁舎として全ての課を配置する庁舎リニューアル工事に取りかかっております。

また、平成24年3月に取得し、長年そのままの状態であった旧愛知川警部交番と、令和4年9月に新たに取得した旧警察官舎を駐車場として活用するため、解体を行いました。

これら2つの敷地の間には、町道市・役場線が通っており、道路を横断する際の安全性をより確保してほしいとの御意見を頂いております。このため、庁舎や保健センター等を御利用される皆様に安心していただける安全な空間を確保したいとの思いから、道路を取り込むという構成を行政エリアと申し上げさせていただきました。

昨日の一般質問でも答弁いたしました。愛知川庁舎前道路を取り込んだ一体的な土地利用に先駆け、時間は要しますが、愛知川栗田線・東部開発道路が交差する交差点の、よりスムーズな交通環境の創出に向け、交差点改良への取組を始めたところです。

これらの取組について、現時点で説明会等の予定はございませんが、複数年にわたる事業となることから、進捗過程で議会とも協議をし、進めてまいりたいと考えております。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。再質問を行います。今の答弁では、職員の懲戒免職委員会で、原則公開、非公開を決めるとのことでしたが、ここであったな、違うのか、違うわ。ごめん。もとい。ちょっと暫時休憩もらえませんか。

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時06分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 申し訳ございません。書類が多過ぎて、町長の答弁が良過ぎたのか、何かもうその点でチンプンカンプンになって、ごめんなさい。

再質問を行います。今ほど答弁を申し上げました町長の答弁では、私の再質問は、この工事について、道路が非常に危険であると私は再々言うておりますように、この道路の跡地は材料置場、事務所等にしていくということを今日まで町長が述べられてきた、政策監も言うてきた。これについて道路が非常に危険であるということについては、何年か先にはそういうような取組とかいうようなことを聞いておりますけれども、保健センターを建設するに当たって、請負業者が工事に関して道路往來を、行き来することに危険がないのかあるのか、その点についても答弁を頂いておきます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 御利用者、住民の皆さんの御安心ということをお考えいただいでの御質問だというように存じます。今年度、新たな保健センターの工事ということで着工していくところでございます。竹中議員がおっしゃっていただいているのは、そのときに資材を置かせていただくのが整地されたところでございますから、そこから資材を実際の建築のところに運ぶに際して道路を利用される方もおられるので、その安全性や如何ということをおっしゃっていただいているというように存じます。このことでもございますけれども、今回、建設を担ってくださいます会社の方々と担当課において、しっかり事前の協議ということを重ねてまいっておりますけれども、その中においてもしっかりと警備員の方々の配置ということをなしていくということにおいて、この交通を止めていただくということではなくて、しっかり安全性を確保、担保をいたしてまいります、ということでお話がいただいております。

私も、どこまでのその安全をとかいうところは、それはそれぞれあるかと思っておりますけれども、実生活、実社会においてのしっかりと確保できるというところを担保しながら、いろんな実務ということでは進んでいるというふうに理解をしております。例え

ば、いろんな解体とか建設というのが、例えば大阪の幹線道路際であったとして、その交通ということを何とか妨げないようにしっかり安全確保しながらということも、通常の工事としてはなさっていらっしゃるし、今回はいろんな知見のある上で、建設の会社様がしっかりとできるということもお答えを頂いている中において、それを止めてということはないであろうというふうに考えておるものでございます。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。今ほどの答弁においては十分な請負業者と協議の上、安全性を考えるという、まとめておきますと、そういうような答弁であったかなど。私は、なぜ今言う危険性、危惧というか、危険性を強く言うということは、先だつての議会運営委員会に私、これから保健センターの工事に係る測量というか、業者が4、5人来ておりました。その中で、ちょうど車庫の前辺りにあるマンホールを点検をしておったかなど。そのときに、議員である私じゃなしに、どなたであっても、「非常に迷惑をかけております」という一言があつてしかりかなど。車が通れない状態であったと。まだ私のほうから、「御苦労さんやな」と言うて通つて、それで議会のほうに上がっていったと。そういうようなことすら、先ほど町長が言うように安全性を考えていくのであれば、保健センターなりこれから建築をしていく建物についての測量なり何なりやっているについても、安全性やなしにあれこそ危険性と言うんやわ。安全性ではないねや、危険性や。もっと、私の言うのは、止めるくらいの気持ちを持って、道路を。工事着手についてはスムーズな工事ができるように、住民がその道路を往来する、歩道を通る、いろんな、毎日私は、この前も全協であったかと思ひますけれども、ここ1日に私が、4、5時間の間ですけれども60台からの車が往来すると。時間的には何分置き何分置きであったか、その点についてははっきり申し上げられませんけれども、工事は業者は自分の工事を優先して工事着手すると、これが普通であります。私も、そういう業者の一員であった1人でありましたけれども、なかなか道路を優先、道路を優先、それについてはガードマンが1日べったり付くのか付かないのか、恐らくや工事請負の中ではそのような落札の金額には入ってないと私は思ひます。工事は、ガードマンであれ何であれ、1日に3人要るところを2人にし、少しでも利益を求めるのが請負業者やと、そういう中でこのような危険な中でもやるということは、入札当日というのか、そのようなものを明記して業者に伝えてあるのか、その点についても、これは管理課になるんですか、そういうようなことが言

われてあるのかどうかを答弁を願います。

---

○副議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時19分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

町道の部分に対します危険性に対する対応ということで、工事のほうの発注させていただいた仕様書におきましては、資材搬入時に警備員等を配置するということを明記させていただいた上で、入札のほうを実施しておるという状況でございます。

○副議長（河村善一君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほど課長の答弁では、資材搬入のいうことですか。ほんで私の言うてんのは、ちょっと勘違いしてもうたら困んにやわ。工事を請負業者に入札で落札、どの業者か分かってますけど、とにかくその工事中は普通であればガードマンなり何なりのそれはうとうてありますのかということが1点、それから工事中についての往来、先ほど言うようにガードマンやな、そういうなんも、ただ搬入なり搬出なりするときだけの仕様書にうとうてあるのか、その点も答弁願います。再度、普通は工期中の間、工事に着手してからガードマンいう安全性を取るのなら、べったりとそれが仕様書にうとうてなかったら私はおかしいと、そういう点についても答弁を願います。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

今の御質問の中の工事中の部分で、ガードマンの設置につきましては仕様書のほうではうたえてなかったということでございます。そうした中で、安全面の部分につきましては工事請負業者等との協議の中で安全対策等を進めていく形で、今後、業者と詰めた形で工事を進めていくということの内容でございます。

○副議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。いろんな工事の種類というのものもある

のかなと、現場によつてのそれぞれの違いもありますし、今回、竹中議員が、竹中議員もプロの方でございますから、そういう点においていろんな現場を御存じだと思います。今回、今、田中課長のほうも答えてくれましたけれども、いろんな現場でちょっとそこがどうふさわしいかと、本来的にそこが時間の進捗とともにやっぱりあったほうがより住民益に資するということなんであれば、それはまた検討ということをさせていただけばありがたいですし、そのことに関しては、議会から今回こうやっていただいているということも含めて、これは必要やなというふうにまたしていただければ、それはそれで大変ありがたいとも思います。実際に建設現場等々に入りますと、愛知中学校と、また愛知中学校かよと言われるんですけど、愛知中学校で実際の工事に入ると、そこにずっとガードマンがいてと、大きな車の搬入搬出の時期はありましたよ。それ以外のときにずっといてくださったかという、恐らくそうでなかったろうなど。内装のことをやっていたら、ずっと道が隔ててということではなかったかなというふうにも思いますので、よく住宅とかも、もう実際に屋根とか梁とか柱とかできたら、あとは中を触ってというときには、外側を囲いをしてらっしゃってということで、内装をやっているときには人が立っていない現場も多いなというふうにも思いますから、その辺り改めて確認はいたしますけれども、より安全に資する対処、対応というところを共にさせていただければというふう存じます。

**○副議長（河村善一君）** 12番、竹中秀夫君。

**○12番（竹中秀夫君）** 12番、竹中です。今、答弁を頂きましたが、私の言わんとするところを勘違いしてもうたら困りますよ。なぜ私は、入札時に、特記事項になるのか、入札時に今言われるようなことも明記するのが当たり前ではないかなと。なぜそのようなことを言うのかといいますと、関連とは言いませんが、前の1点言うと、看板すら台風でもう倒した、何か、それでまた引き続いて立っていると、そういうようなやり繰りでさえ指摘を受けてると。それで私が先ほど言うように、私は議員の1人として議会運営委員会に寄せていただくときのことも先ほど言いました。絶えずしてあのようなことが、それは業者ですよ、私の業者としても言うてるんですよ。それはこのぐらいであつたらガードマン誰も要らんがなと、マンホールをぐいと上げて、こいこいと見て、こんな程度であつたかと思ひます。私が業者として考えるのであれば、しかしもし事故なり何なりが起きてから弁解をしては遅いんですよ。ほんで、入札時のときにはこういうような、特に私の言うのは道路を横断しての工事です

よ。愛知中学校や、あれは敷地内でやってる工事ですよ。材料の搬入搬出のときには恐らくガードマンもおっただろう。私も見たことがあります。ほんで当然やと思うよ。あとの仕事は敷地でやってたんですよ。敷地の中でもガードマンもおりましたよ、工事する仕事によって。今の、これは絶えず、絶えずですよ、業者、1日行ったら3日休んで、そんなん違いますよ。納期があるんですよ、納期が。そういうことを仕様書として発行するには、いろんな面の明記をして入札に入るとというのが私は普通だと思ってますよ。その点について、そういうようなことがなかったのかあったのか、今後についてそのようなやり方でいいのか悪いのか、絶えずそういうことを町民なり議会なり、皆さんが目を光らすような、特に目立つ場所でありますよ。庁舎の横ですよ、今ここにいてる我々の。そういうところをしっかりとできてあったのかなかったのか、その点をお伺いいたします。

**○副議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。安全の確保をしっかりとしていく必要があるということでの、ずっとの御質問であるというように存じております。入札の仕様ということに関して、今ほどは田中課長のほうからもございましたけれども、しっかりとそれ以前、従前からしてきてる工事と同水準でということ、その仕様書には書き込んできているものであるというふうには存じます。それが、それぞれ時代の要請、特に今、議会のほう、議員のほうから、そのようにということであるのであれば、そこによりふさわしいものと今の仕様書というところを、もう1回見比べてみるということは良いことかなというふうには思いますけれども、改めてこの搬入ということは、もちろん一時置場のところもありますので、建設の現場のほうに搬入をするということだというふうに私は理解いたしておりますので、そういう点において長尺とか、より交通の御協力を頂くというときにはしっかりと適切になされるというふうな理解でおります。今までも愛荘町行政、建築ということに関しては、それぞれ実績もやってきておって、また工事で住民の皆さんに御協力いただくところはありますけれども、事故ということにつながるようなことというのは、私ども行政も、また請け負っていただく建設会社様も、そのことというのは社会の要請として、安全を守ろうというのは今、大前提としてやってくださっていると思いますので、仮にもそういうところをおろそかにしながらというようなのは共通理解にはないわけですので、その辺りいま一度確認はさせていただきますけれども、より安全なように

寄与するような形で進めていければというふうに存じます。御質問ありがとうございました。

**○副議長（河村善一君）** 以上で、竹中秀夫君の一般質問は終わりました。

---

**○副議長（河村善一君）** この後、全員協議会を第4会議室で11時40分から開催します。本会議の再開をおおむね午後1時といたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時15分

**○副議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

**○副議長（河村善一君）** 日程第2、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（有村国知君）** 提案をさせていただきました人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

議案書1ページから5ページでございますが、一括して御説明いたします。

人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、秦荘地域3名、愛知川地域3名の6名が法務大臣から委嘱を受けられます。その候補者の推薦につきまして、市町村長は当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。委員の任期は3年となっており、本年12月31日に任期満了となります5名の人権擁護委員につきまして推薦いたしたく存じますので、議会の意見を願います。

まず議案書1ページの現委員でございます。野々村たつ江氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

野々村たつ江氏は元愛荘町職員で、昭和49年に旧愛知川町職員に奉職され、平成24年3月31日に退職されました。その後、平成24年6月1日からは愛荘町秦荘老人クラブ連合会事務局に勤務され、平成27年10月1日から令和5年3月31日

まで、町行政相談委員も務めておられました。

奉職中は地方行政の立場から人権問題について深く学習をされており、人権問題に精通し、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に活動いただいております、今回4期目の再任委員として適任者であるため、推薦をお願いするものでございます。

2ページの現委員でございます。治武まさ子氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

治武まさ子氏は昭和49年4月1日に滋賀県教職員として奉職され、平成24年3月31日に退職されました。

奉職中は人権教育主任、特別支援教員などを歴任されるなど、人権問題に精通し、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に活動いただいております、今回3期目の再任委員として適任者であるため推薦をお願いするものでございます。

3ページの現委員でございます。上林徳太郎氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

上林徳太郎氏は昭和56年4月1日に滋賀県教職員として奉職され、平成30年3月31日に退職されました。退職後は就学前の障がいのある子が通う事業所での療育を通じて、児童の発達支援や保護者支援に携わるとともに、愛荘町人権教育推進協議会副会長に就任されるなど人権問題に精通し、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に活動いただいております、今回2期目の再任委員として適任者であるため、推薦をお願いするものでございます。

4ページの現委員でございます。青木藤一郎氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

青木藤一郎氏は昭和53年4月1日に滋賀県教職員として奉職され、平成28年3月31日に退職されました。退職後は東近江市教育委員会に在籍され、幼・小・中連携推進委員として、子どもの人権や児童虐待問題、障害者問題等に深く関わっておられ、人権問題に精通し、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に活動いただいております、今回2期目の再任委員として適任者であるため、推薦をお願いするものでございます。

5 ページの西澤眞理子氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

西澤眞理子氏は平成16年9月1日から現在まで非常勤講師、臨時講師などとして、愛知川東小学校に勤務されておられます。現在までの勤務の中で、オアシス相談員として不登校の子どもの悩みの相談、特別支援教育支援員として障がいのある児童への日常生活動作の介助や学習活動のサポート、日本語教室支援員として外国人の子どもの教育機会の確保などに携わっておられ、人権問題に精通し、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に活動いただいております、今回1期目の新任委員として適任者であるため、推薦をお願いするものでございます。

いずれも任期は令和6年1月1日から令和8年12月31日まででございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**○副議長（河村善一君）** 本件は愛荘町議会申合せ事項第3条人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

日程第2で説明がありました人権擁護委員の候補者として野々村たつ江氏、治武まさ子氏、上林徳太郎氏、青木藤一郎氏、西澤眞理子氏を推薦することについて、適任者であることに認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 異議なしと認め、よって人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、野々村たつ江氏、治武まさ子氏、上林徳太郎氏、青木藤一郎氏、西澤眞理子氏は適任者であると町長に回答することに決定しました。

---

### ◎報告第3号の上程、報告

**○副議長（河村善一君）** 日程第3、報告第3号 令和4年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。

経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** 失礼します。それでは、議案書の6ページのほうをお開き願いたいと思います。

報告第3号 令和4年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財産の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見を付けて報告いたします。

中段見ていただきますようお願いいたします。まず1つ目、健全化判断比率でございます。令和4年度決算におきましては黒字決算ですので、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては比率はございません。その次、実質公債費比率につきましては4.5%、将来負担比率については29.3%でございます。

2つ目、資金不足比率です。下水道事業会計においても黒字決算となっておりますので、この比率についても記載はないという形でございます。

続きまして、財政健全化の審査意見書でございます。去る令和5年8月4日に愛荘町監査委員辻井弘子氏及び村田 定氏に監査を頂きました。その結果を御報告させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和5年7月20日に提出のあった令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率を記載した書類が適正に作成しているか審査した。その結果は適正に作成しているものと認める。

以上でございます。

**○副議長（河村善一君）** ここで監査委員の報告を求めます。

村田 定君。

**○監査委員（村田 定君）** 監査委員の村田 定です。

財政健全化審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年7月20日に提出のあった令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施しました。その結果、いずれの書類も適正に作成されているものと認めます。

令和5年8月4日。愛荘町長、有村国知様。愛荘町監査委員、辻井弘子。同、村田定。

以上、報告とさせていただきます。

**○副議長（河村善一君）** これで報告第3号を終わります。

---

### ◎報告第4号の上程、報告

○副議長（河村善一君） 日程第4、報告第4号 放棄した債権の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。

経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 失礼します。それでは、議案書7ページのほうを開き願いたいと思います。

報告第4号 放棄した債権の報告について。

愛荘町債権の管理に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第8条の規定により報告いたします。

中段、またお願いします。1、債権の名称です。学校給食費負担金です。2番目、債券の発生年度、件数及び金額、そして3番目の債権を放棄した理由でございます。

下段の別表のほうを御覧いただきたいと思います。発生年度につきましては平成23年度から令和4年度で、件数につきましては合計をお願いしたいと思います。合計は142件、金額合計としましては52万7,730円でございます。また、放棄した理由につきましては、条例第7条第1項第1号の規定により放棄をしたものでございます。

以上でございます。

○副議長（河村善一君） これで報告第4号を終わります。

---

### ◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（河村善一君） 日程第5、議案第47号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案第47号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。議案書は8ページ、改正条例等説明資料は1ページとなります。改正条例等説明資料の1ページで御説明させていただきます。

改正の理由でございます。令和3年5月19日に交付されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の署名業務に関する法律の一部が改正され、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することができるようになるため、コンビニ交付の証明書申請方法として、施行日から対応できるよう、本町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

改正の要旨でございます。条例第15条の個人番号カードの利用による交付申請を、法律の改正に合わせて個人番号カードに加え、これと同等の機能を有する機器等を利用して、印鑑登録証明書の交付が申請できるように改正するものでございます。愛荘町印鑑条例の一部改正の施行日につきましては、国のシステム対応予定が令和4年度内とされておりますので、詳細の時期は未定であることから、運用開始後速やかに対応できるよう、公布日から施行するものでございます。

2ページは新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○副議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。4点ほどお聞きします。

まず個人番号カードを所持するという登録者の定義をお尋ねします。「当該個人番号カード、またはこれと同様の機能を有する機器等を利用して」を加えるものですが、同様の機能を有する機器とはどのような機器なのか。

2つ目が、機能を有する機器等から印鑑証明書が取得できるということは、役場窓口やコンビニ以外からも取得できるということなのか確認をしておきます。

3つ目が、自治体の証明書、コンビニ交付サービスにおいて、住民票や戸籍の写し、更に印鑑証明書までもが誤って発行されるトラブルが起こっているわけですが、本町では問題が発生していないのかを確認しておきます。

4つ目は、マイナンバー制度では公金受取口座の誤登録はないというふうに思います。公金受取口座で本人でない家族名義の口座を登録すると、個人対象の給付金が受け取れないのですが、本町では制度にのっとった対応をされているのかということについて確認をしておきます。

**○副議長（河村善一君）** 住民課長。

**○住民課長（楠 真二君）** ありがとうございます。1つずつ答弁のほうをさせていただきます。

1つ目の同様の機能を有する機器とはどういった機器なのかといった部分ですけども、こちらのほうはスマートフォンになります。なお、現在はアンドロイドのみが運用されているという状況でございます。

2つ目の印鑑証明が取得できる場所につきましては、スマートフォンで印鑑証明を発行できるのはマイナンバーカードでの発行と同様で、コンビニエンスストアとキオスク端末を設置している店舗、キオスクについては平和堂などとなっております。

3つ目の誤交付につきましては、コンビニ交付のサービスの誤交付につきましては、本町につきましては現在のところ発生はしておりません。また、本町は問題が発生しました富士通 J a p a n 製のシステムは使用しておりますが、トラブルが発生したシステムのパッケージ構成などが違います。そのことから、当初からトラブルは確認はされていません。なお、8月31日に親会社であります富士通株式会社と富士通 J a p a n の株式会社連名で、再点検の結果の通知が発出されまして、検証の結果、誤発行がないことを確認された旨を付記されております。

住民課からは以上です。

**○副議長（河村善一君）** 行革・DX推進室長。

**○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君）** それでは、4点目に御質問いただきました公金受取口座の誤登録についてお答えをさせていただきます。

本町としては制度に沿った対応を行っております。公金受取口座の登録は、基本、本人により、パソコンやスマートフォンで対応されるものですが、本町では支援の申出があった方に対しサポートを行っております。

公金口座登録に当たっては、御本人が提示された本人名義の通帳等の情報を入力し、御本人による確認を頂いた上で登録をしていることから、誤登録の発生はございません。一方で、公金受取口座は御自身でも登録ができることから、システム上、誤登録が発見された方に対しては、デジタル庁が個別に通知されていることを確認しております。

以上でございます。

**○副議長（河村善一君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）**　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）**　13番、辰己。

議案第47号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例に反対を行います。

提案されている条例改正は、印鑑証明書が個人番号カードを使用して取得できるという条例改正です。マイナンバーカードの利用拡大で町民への利便性を向上させると表面的には受け取れるのですが、コンビニ交付サービスにおける住民票や戸籍証明書等の誤交付が発生していることから、マイナンバーカードへの不信は募っています。マイナンバーカードに関連してトラブルが7類系において惹起しています。個人情報の保護の観点から、まずは町民の安心・安全を確保、担保することです。町民の使用、活用によって問題が惹起してから、その都度、改善、解決をしていくという、町民に責任、国民に責任転嫁をするやり方、この業務は断じて許されません。政府は個人の生活、購買、移動のデータなど、あらゆる個人情報をAIを使って分析、評価、差別、選別した上で、ビッグデータ化して二次利用を行おうとしています。こうした政府のマイナンバー制度を批判する立場から、この条例改正に反対を行います。

**○副議長（河村善一君）**　次に、賛成討論はありませんか。

8番、高橋正夫君。

**○8番（高橋正夫君）**　8番、高橋正夫です。私は、議案第47号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

令和3年5月19日に交付のデジタル社会形成整備法による公的個人認証法により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、本年5月11日にスマホ用電子証明書搭載サービスが開始されました。このスマホ用電子証明書搭載サービスは、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することで、マイナポータルの利用や民間オンラインサービスの利用、コンビニ交付、健康保険証などの利用がスマートフォンで可能となるものです。令和5年中にスマートフォンによるコンビニ交付の運用が開始されることから、施行日から証明書の発行ができるよう、愛荘町印鑑条例の改正を行うものです。今後は、マイナンバーカードの普及が約8割を超え、証明書の総発行数もコンビニ交付が約2

割を占めていることから、スマホ用電子証明書搭載サービスの普及も見込まれるものです。

以上の理由によって、本条例の一部改正については妥当なものであり、賛成するものでございます。

議員各位におかれましても御賛同いただきますようお願いし、討論を終わります。

**○副議長（河村善一君）** ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○副議長（河村善一君）** これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○副議長（河村善一君）** 起立多数です。よって、議案第47号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○副議長（河村善一君）** 日程第6、議案第48号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。また、議案書9ページに誤字がありました。訂正箇所につきましては、ページ中央部分、「議会の議決」が正しく、「議会の議会」が誤りです。正誤表を配付させていただきましたので、これにより進めていきます。皆様よろしく願いいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** 失礼します。今ほども議長申されました議案書の語句の訂正がありまして、申し訳ございませんでした。今後とも気をつけますので、よろしく願いします。

それでは、議案書9ページのほうをお開きいただきたいと思います。

議案第48号 契約の締結につき議決を求めることについて、次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

その内容でございます。1、契約の目的。令和4年度工事第27号、旧愛知川警部交番官舎解体工事。

2、変更契約の金額。変更前の契約金額7,678万円で、変更後の契約金額が8,201万2,700円でございます。

3番目、契約の相手方。住所、滋賀県愛知郡愛荘町東円堂1117番地5。氏名、竹山建設株式会社代表取締役、竹山文一でございます。

どうぞ御審議のほう賜りますようお願いいたします。

**○副議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** ありがとうございます。くどいようですが、建築工事、電気設備工事、機械設備工事を含む改修工事、あるいは解体工事については、携わる立場の人間からしてみると本当に難しい大変な作業というのは重々分かっております。特に、既存図面がなかったり竣工図がない、あるいは工事履歴が不明な点の場合には本当に苦勞をするということは十分分かるんですけども、そんな気持ちの中でちょっと質問させていただきます。

すき取りの予算を上げていかはる予定ではあるとは思うんですけども、これは購入土は何立米買われましたか。要するに、今、敷き均しをしてはるところには、あれはクラッシャーではないですけどRCを敷き均してはると思うんですけども、何立米か。

---

**○副議長（河村善一君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時46分

**○副議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○副議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** 今ほどの御質問のほうにお答えさせていただきます。

購入しました購入土の立米数につきましては600立米でございます。

**○副議長（河村善一君）** 1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** ありがとうございます。600立米買いながら150立米

を捨てるということなんですね。残土処分されたということですよ。しかも、600立米でお金を払って入れて、150立米、これ多分良質土やと思います。県の仕事ですので、AからDまであります。だから、B種、C種ぐらいだと思うんですね。それを600立米買って、何でもたわざわざ150立米を残土処分されはったのか、そこをお聞かせください。逆に600引く150で450立米で良かったん違うんですか。

---

**○副議長（河村善一君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時47分

再開 午後1時48分

**○副議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○副議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** 何度も申し訳ございません。今ほどの御質問に御答弁申し上げます。

購入させていただきました土につきましては、砕石土という項目の中で600立米購入させていただきました。そして、搬出いただきましたのは、議員おっしゃられるとおり残土ですけども、良質という部分で、現在、その砕石土につきましては、今の地表面というか、目に見える部分で敷き均している土地の部分を購入させていただいたという状況でございます。

**○副議長（河村善一君）** 1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** 今後リニューアル工事もたくさんある中で、B種、C種である残土を捨てて、その残土はどういうふう生まれ変わるかいうと、砕石としてまた売られるわけですね。600立米の砕石も、これは砕石と言われましたね。RCじゃないですよ、砕石と言われましたね。しかもまたいい砕石を買って埋め戻しに使っておられるんですよ。この辺、設計は設計として、担保として追加もあるので、残しとかはあったらいいと思います。その貯金分として残ったお金をこういうところに僕は使うべきやと思うんですね。このために管理者が要るんです。それは問題発言をせえへんと、絶対に向こうはそのまま行きます。お金がないから何とかならへんかとか、ほかにももっとこんな看板したいさかいに残したいからとかいう、お金をここ

から検出できると思うんですね。だから、今後、建築工事がずっと続くと思いますので、そういう思いで工事監理をしていって、監督員としてなっただけですからお願いしたいなというふうに思っております。

あとそしてもう1つ、トランスPCB、塩化ビフェニルですね。これはかなり有毒なんですけれども、これは本来購入した建物の中からは所有者責任として置いとかなあかんのですね。ということは、県警から買われたら、これは県警が処分して、あるいは県警の別のところで指定されたところを申請してそこに置いとかなあかんのですね。それを何でわざわざこっちで調べてこっちが処分するのか、お答えください。

---

**○副議長（河村善一君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時55分

**○副議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○副議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今ほどのPCBの件につきまして、当初、警察のほうから、県警本部のほうから購入に当たってその部分のお話等は今なかったということで、私どものほうも、今回解体に当たって設計のほうには入れてた段階でもう当町が取得したという部分で、当町がそれも含めて処分しなければいけないという認識のもと、設計も組んでいただいてたという部分でございます。細かいところというか、そういう部分の認識が欠落していたということでございますのが現状でございます。

**○副議長（河村善一君）** 1番、久保田正利君。

**○1番（久保田正利君）** ありがとうございます。もう既に調査して捨ててしまおうたんですから、何ともならへんのは十分分かってるんです。何回も言いますように、今後こういうことがやっぱり多々あるということは、そういう目線で見たいということなんです。

もうあと2つ、回答は結構ですので、次に、工事中における騒音の測定ですけども、仕様書のほうに低騒音型の重機を使うことと書いてかかります。なら、業者は絶対それを使わなければいけません。そこで、近隣から苦情が入った場合は、こういう苦情

があるんやから、あんたとこの重機どうやということで、騒音を確認してくださいというて、工事業者が払わなあかんのですよ。いや、大丈夫でしょう大丈夫でしょうというて出してもらわなあかんのですよ。こんなんをこっちがお金払って出してもろて、こんな馬鹿げた話あらへんですわ。

それと、先ほどの中で3者見積りの話が出たんですけども、3者見積り取れませんかと言わりましたけど、必ず3者見積りは取らなあきません。もうそんなことやってはるんやったら、これ最後の精算設計見せていただきたいです。ほかにもいっぱいしゃべりたいことはあるんですけども、時間もありますので、私はここで終わるときですけども、先ほど言いましたPCBのお金であったりとかそんなことは、ほかの議員がこの後、採決のときに思いが出ると思いますので、そこだけちょっと認識だけしておいていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○副議長（河村善一君） 答弁はどうされますか、答弁。

○1番（久保田正利君） 結構です。

○副議長（河村善一君） ほかに。

4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 4番、澤田です。適正な設計業務、適正な工事入札を実施する面から質疑をいたします。

アスベストエルボ除去箇所が当初8か所でありましたが、変更により68か所となりました。既存の図面はかなり古いと聞いておりますが、設計の打合せ段階で既存図面以外の考えられる箇所を設計図に入れるよう指示をされましたか。

それともう1つ、入札の前にこの請負業者は釘抜き工事も絶対入れてるはずなんです。これで解体の入札に入ろうとしてたと思うんです。それを釘抜きは要らないと誰が指示を出したのか、それをお伺いします。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それではまずアスベストの件についてですけれども、御承知のように、県警からいただいた図面が45年前の古いものということで、なかなか現地においても設計会社に調査をしていただいた中で、今の表記ということになってございます。どうしても行政としても、その部分にしっかりともう少し認識をしていけば、例えば議員からも過去、全協でも指摘ありましたように、仕様書のとこ

ろにしっかりアスベストについては天井の裏を調査するというようなところも一定表記ができたのかなというところ、それとかあと、ある程度の把握ができない場合は見なしで数量を入れるとか、そういったこともできるのではないかなというところも御指摘を頂いたんですけれども、そういったところも含めてですけれども、しっかりと指示ができてなかったというところは、町としても今後反省するべきところかなというふうに思っているところでございます。

あと、入札の杭につきましては、総合的に考えまして、今後の活用も含めて抜かないというところについては、金額のところも相当金額も張るということもございましたので、課内のほうでいろいろ相談させていただいて提案させていただいたというところでございます。

**○副議長（河村善一君）** 4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 私もこれ、賛成しようと思ったんですけど、質疑は答えられない、ミスは多い、これはもう反対せざるを得ない。これで終わります。

**○副議長（河村善一君）** 5番、森野 隆君。

**○5番（森野 隆君）** 私のほうから2点質問させていただきます。まず1点は法令の遵守という面から質疑、質問をさせていただきます。そして、2点目は契約変更の基準の面から質疑をいたします。

まず1点目でございます。愛知川栗田線側に設置されている駐車場となる周知看板、それは現在、敷地内にありますが、歩道にはみ出している時期もありました。滋賀県屋外広告物条例に抵触するのではないかといろんな議員より指摘があり、敷地内に引き込められた経過であると思います。もしそこで議員より指摘がなかったら、どうなっていましたか。教えてください。

そして2点目、これは変更契約の基準の面から質問いたします。本工事やほかの学校改修工事など、基本的に契約約款に基づき変更契約とされていると思います。当初の仕様や設計図に記載されている工事内容が、変更の対象であったり記載されていない工事内容は別工事だと思っております。しかし、急な法令改正や全国的な事案によって、ニュースなどで危険防止が必要となる場合は変更契約でもよいのかなと思ったりもしております。今回、駐車場となる周知看板は明らかに別工事だと思えます。契約約款の何条により変更契約されたのか、また変更契約が別工事になるのか明確な基準の理由を教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） まず1点目の、もし指摘がなければというところの御回答をさせていただきます。もちろん町のほうでも認識がまずできてなかったというところですので、その部分は御指摘を頂いたというところで、非常に後手後手になって申し訳なかったと思うんですけれども、もちろんその指摘がなかったとするなら、町としては認識ができておりませんので、指摘があった時点で対応しているという形になってたというふうに考えております。

1点目については以上でございます。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 看板の工事費の部分の積算の根拠といたしますか、契約約款の部分につきましては、今現在どこという部分は申し上げられないところだけ御承知いただきたい。まず工事の積算における基準の中で、どこで看板の経費が見られるのかという部分を御説明させていただきます。公共建設工事の共通費の積算基準という部分がございます。その部分で、その中において、一般的な共通仮設費という部分の中で認められる部分が基本的にはいろんな工事を行う上で仮設的な間接的な費用がその中で費用を見るという部分において、それ以外に費用を認められるという部分に現場環境改善費という部分の項目とか、また工事場所以外の屋外整理清掃費、また新たな施策等の施行による特別な経費という3点が挙げられておまして、今回、現場環境の改善費という形の中で、前回より御説明させていただいております住民様からのお問合せ等に対応する周知の看板を、現場環境改善費という形でこの公共建設工事共通費積算基準に基づいて計上させていただいたものでございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 本当なら愛荘町建設工事請負契約約款の第何ページの何条に書いてるということで御説明していただくと非常に分かりやすかったですけれども、今の御説明ですと、かなり拡大解釈をして、何か無理やりそちらに持ってきたというようなことを感じました。やっぱり、これだけ駐車場にするという周知看板ですので、住民さんから問合せがあったということですが、やはりそこは看板以外でも周知の方法は多々あると思っておりますし、本当にこのままのような看板で良かったかなというのは、もっと協議をすべきだったのではないかと思っております。今後またいろいろなことになると思いますので、十分その辺をお考えの上、進めていっていた

だきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

**○副議長（河村善一君）** ほかに質疑はありませんか。

13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。まずこの質疑で明らかになったことが、本来、町が持ち出さなくてもよいものが、費用ですわね、費用が出されてると。要するに、これ大変なことなんよ。これ、今何気なくこれ終わったあるけど。出さなくてもよいものが工事費として出されてるといふの。これ、ちょっと監査の問題からしても、私は監査にもっとしっかりとここはしていただかなきゃならないと思います。

今、看板についても説明、質疑がありました。じゃあ、現場改善費で見ると、あの看板付けて本契約の条件が、現場を改善せなあかんと、揚げ足取りな議論になってしまふのでいいんですが、非常に危惧されてるんだと、あの看板に対しては、ということがもう明確になっています。一般質問でいずれにしても言ってるんですが、本契約と、もう答弁は分かってますよ。要するに周知が、あの駐車場の問合せ、何になるんですかという問合せがあるから、だからそれを周知するために看板設置を決断したと。それが本体工事、要するに入札工事とどういうふうに関連づけるのか。もうこれ以上は本当に大変。じゃあ、変更契約の可否を判断する方法、変更契約書の記載の仕方、こういうものも出てきて、皆さんも一定そういうなんも調べもってやっておられるんだと思うんです。官公庁の契約は自由に変更できないというところももう御存じだろうし、民法上も見ておられるだろうと思うんです。「官公庁の契約では変更契約自体に疑義が持たれる」、私たちは今、疑義を持っています。「疑義を持たれ、特定の企業を有利に扱っているなどと問題になってしまうことがあるので注意が必要です」というふうな書きがしてるんです。「官公庁の契約では全ての契約で自由に変更できるわけではなく、変更できない場合もあります。変更契約を認めてよいか検討するときは、変更理由に加えて最初に契約したときの契約方法によって判断する」、ここですよ。最初の契約したときの契約方式によって判断する。もうこれ前提が崩れてるから、それ以上言う必要ないんですけどね。久保田議員の質問で、出さなくていい費用を出してしまってるという、多くかけてるということがしたので、もう重大な問題が惹起してるということで、しかもここで、要するに契約を自由に変更できるわけではないと。最初の契約ですから、もっと言えばあなた方、先ほどの一般質問の答弁で6月に初回の協議をした、4回やったと。じゃああれが本当に、それ今言うように入札仕様書、

あの解体工事に該当するのかどうか。もうこれ誰が、もうこんだけ議論してきたら、職員の皆さんもこれがあの解体工事に連動すると誰も思わないと思います。もう私はそこを確信してますし、しかもその説明は現場の改善費。申し訳ないけど、これから資材をあそこへ搬入しようというのに、現場の改善費にならずに邪魔費ですよ、現場の。だから、あなた方の目的も全部違うし、本当にちょっと改めて同じことを答弁されるとは思いますが、本契約と本当にあの周知看板が連動するものなのか。今言ったように、十分な議論を経て理解を得て進めると。私は、全協でも撤去したならそのまま置いて、完了検査が終わってから設置するのかどうかは説明してやればいいいわけで、議会に理解を求めたらいいわけで、それでしかも、今ここの指摘のとおり、とんでもない発言をしてるのはもっと意識せなあかんと思う。撤去費、再設置費、「業者の負担によってやっていただきました」いう答弁してますね。私、ここもどういう認識でこういうことがしゃあしゃあと言えたのか。これが癒着になってくるんですよ。どんな予算を、先ほど丁寧に答えが出ない言われたけど、完了検査ができていないから、要するに設置費の当初の予算が言えないようなことを言われましたね、詳しいことはもう実行してしもうてんでしょう、あなた方。ということは、解体工事の工事そのものの予定価格があって実行価格があるんでしょ、落札価格が。もう今、あの看板はそういう段階ですよ。公表できないことはないでしょう。要するに見積り合わせの額いうのかどうか、僕はそのようは知りませんが、だから57万円を出す前の金額の話は、その金額は出せると思いますよ、この段階では。もう予定価格やないねやから、実行価格なんやから。ちょっとそこらがあるので、もうあの看板がもう特別の別工事とかそういうなんは、もうあなた方の答弁は周知をするためにだけ言ってるんでもう求めないけど、価格やらそういうところは出るん違う、答弁できるんじゃないかな。

それと、改めて業者の責任でやったという問題、じゃあその57万円の金額の算出根拠はないということになってしまうねんわ。これは民間と違うので言ってるんです。公の事業なので、撤去費と再設置費が、要するに積算費の中に入っていない。サービスでやれるような事業じゃないんですよ。役場の仕事は何でもサービスができるんですか。できないはずですよ。帳面にどういうふうを書くのか。回覧書いうか。この回覧書については、ちょっと副町長に回覧のシステムを、要するに印をもらうために、合議でもいいねや、決済印も含めて印をもらうときに復命書いうか、そういうもんを

書かなきゃならないですやん。どういうふうに記載して回したんかということになるやん。これが役場の仕事ですよ、民間とは違うところの。だから私は一般質問でも、要するに手続きが踏めているかというところの違いですよ。誰かがこれストップするでしょう、回ってきたら。いやもうそのまま置いとこうとか。みんなが回覧書を回したんやったらとんでもない話やし、最後に町長が決済印押したんやったらなおさらですよ。だから、今言うように回覧、もうこれ一般質問違うので楽でええねやわ、時間使えるんやわ。だから、業者との契約の仕方、そして回覧書の回し方、ここをちょっと答弁もうときます。

---

**○副議長（河村善一君）** 暫時休憩します。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時18分

**○副議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○副議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** まず御質問の中の見積額の公表の部分につきまして、御答弁申し上げます。

先ほどの一般質問での小菅議員との部分でも御答弁させていただきましたように、積算しております内容の中で引用しております建設物価とかコスト情報等の積算に係る専門情報紙から仕入れた引用しました単価等につきましては公表はさせていただきますが、個別に見積書等を取らせていただいている部分については公表はできないという形でございます。御了承ください。

**○副議長（河村善一君）** 副町長。

**○副町長（中西 功君）** 御答弁いたします。

今回の変更契約の内容につきましては、先ほどの一般質問のほうでもお答えをさせていただきましたとおり、町長並びに私のほうに協議が上がっております。変更の内容について協議をした上で決済をしております。

別途看板の一時的な撤去と再度設置をしたものについてということでございますけれども、これも先ほどの一般質問で御答弁させていただいておりますとおり、手直しの作業ということでございますので、これについて別途回覧書で決済を町長まで取ると

ということではなくて現場のことでもありますので、報告でもって受け取っているということでございます。

**○副議長（河村善一君）** 13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 当然、説明なので答弁というか、なぜそういういきさつとか、そういうことをその執行部か理事者としては答弁をしていると。町長の言葉を借りれば、何遍でも同じようなことを議会に説明していますということにつながるのかな。結局何を言われても、我々のほうが、ルールにのっとってやられているのかどうかですよ。そこのチェックを議会がやってるわけです。じゃあ、そのチェックにおいて、あなた方の答弁が、要するにミスを起こしてるところが出てきてるわけでしょう。これは否定できない事実です。そのミスを犯しながら、その上、そこは認識の違いだということもあり得る。撤去したものを、我々は、私の場合は完了検査をしてないのにわざわざなぜそこへ設置しにいったかという、愚かな行為を何でしたかという。あなた方は何も問題がない。要するに、本工事の延長線にある、不随してるという説明であるから、もうそこに認識の愚かさがあるわけや。誰が説明しても、もし、あなた方はもう今そういう認識意識やね。しかも認識の薄さ、大事さをかなり欠落させてるというのは議員のほうからのチェックで明らかになっています。もうここは否定できない事実ですよ。ミスがミスを呼んでいる。しかも、僕は一貫してんのは周知看板ですよ。あんなもん設置したときから、あれ問題あるでというてすぐ言えるんやから。そういうことを真摯に受け止めようとしないうあなた方の姿勢、これをもし議会がこндаけチェックしていろんな問題が明らかになっているのに、これをもし通したら、この今の提案を、議案を、議会のチェック機能が、結局あんたらのチェックはどの程度と、逆にこっちが責任よと求められます。そういう案件になってしまったということに対して、町長、この責任の重さをどのように捉えているか。あなたの責任問題というのは、そういう点ではお金、税金も絡んで大きいと思いますよ。

**○副議長（河村善一君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** ありがとうございます。一般質問においても辰己議員からも御質問もいただきました。また今、議案の審議という中においても御質問をそれぞれいただいております。ありがとうございます。

やはり議会ということは、それぞれ議案、また執行部、行政機構、様々な部分においてしっかりとチェックという機能を働かせながら、それはおっしゃっていただく

おりでございます。その部分に関しては、それぞれ私たちも情報の提供をいたしながら、また御説明もいたしながらというところが大変肝要だというふうに思っておるものでございます。

様々に今回の約520万円ということの議案でございますけれども、特にいただいた視点としては、やっぱりもっと早くから早くからこういう事柄であるということは話していってくれるということが重要じゃなかろうかということは、どの議員からも御指摘いただいておりますので、一層その部分、私たちも強化をしていきたいというところでもございます。今回が解体ということもございました。そういう点におきましては、久保田議員が事前にプロとしてその部分、ちょっと私たちへの思いということもかけてくださってのお言葉であったというふうにも思いますけれども、なかなか既存の図面とか工事履歴というところはつかめなかったというところもあります。その部分に関しては、今後様々な工事というときに向き合うときには、よりいろんな知見ということを入れながらやっていければというように思うものでございます。

また、看板の部分に関しましても、辰己議員ももう再三、その部分の説明ということとは聞いたよということでおっしゃっていただいておりますとおりでございますけれども、やはり今回の工事の一環の中において、やはり住民の皆様には説明会でということも昨年いたしましたけれども、普段の生活の中において今何が進行していつてということの将来像も含めてお示しをしていくということが、今回この解体という非常に見える事務でもございましたので、そのことを広くお示しを、お披露目をしていくということが肝要であるということで捉えながら、設置ということをお願いをしていたものでございます。

そういう点におきまして、議会の皆様からは、これから様々な議案とか進めていくことに関して、しっかりやれということの大変大事な御視点を頂いておりますということは、重々私たち改めて心に置きながら見てやってまいりたいというふうに存ずるものでございます。この度の議案、町内の事業者様も徹底してお仕事をしてくださったというところ、また私たちもこれからも連携しながら御説明も議会にも尽くしてまいりたいと思います。様々にどうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

**○副議長（河村善一君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 4番、澤田です。議案第48号 契約の締結につき議決を求めることについて、地方自治法に規定されている面から反対討論を行います。

先ほど久保田議員との質疑応答でもあったように、碎石等、税金の無駄遣いではないかと思えます。地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」とあります。今回の工事で発生した残土などを利用せず処分したことは、最少の経費とは言えません。むしろ貴重な税金を無駄に使っているとします。貴重な税金の使い方のみが反対する理由です。

以上、地方自治法に規定されている面から反対討論とさせていただきます。

**○副議長（河村善一君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** ほかに討論はありませんか。

5番、森野 隆君。

**○5番（森野 隆君）** 議案第48号 契約の締結につき議決を求めることについてを、地方自治法に基づき反対討論を行いたいと思えます。

先ほど、私、質疑もあったように、法令遵守の点ですけれども、明確な答弁ではなかったと思っております。地方自治法第2条第16項には、「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない」とあります。愛知川栗田線側に設置されている駐車場となる周知看板は歩道にはみ出している時期がありました。滋賀県屋外広告物条例に抵触するのではないかと議員より指摘があったので敷地内に入っておりますが、指摘がなかったらそのまま条例に違反して設置され続けていることでしょう。このようなことであると、指導する立場の行政のガバナンスの崩壊も考えられます。法令遵守の面が欠落していることのみが反対の理由でございます。

そういった意味で、地方自治法に基づき反対討論とさせていただきます。

**○副議長（河村善一君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（河村善一君） 起立少数です。よって、議案第48号 契約の締結につき議決を求めることについては、否決されました。

---

○副議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を2時40分といたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

○副議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（河村善一君） 日程第7、議案第49号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書のほうで御説明をさせていただきますので、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第49号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,839万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億1,741万2,000円とするものでございます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加及び変更は、第2表 債務負担行為補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。上記の議案を提出するものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正を御説明を

させていただきます。

まず歳入ですけれども、10款地方交付税1項地方交付税、補正予算額といたしまして7,698万8,000円。

次、14款国庫支出金1項国庫負担金、補正予算額が174万4,000円。その下、2項の国庫補助金といたしまして680万2,000円。

15款県支出金1項県負担金、補正額が87万2,000円。2項県補助金186万2,000円。3項委託金9,000円のそれぞれ増額。

その下、17款寄付金1項寄付金200万円の増額。

18款繰入金2項基金繰入金7,407万2,000円。

20款諸収入5項雑入1,516万9,000円。

21款町債1項町債、1億4,887万4,000円、それぞれ増額ということになってございます。

歳入合計でございまして、補正前の予算額といたしまして108億8,902万円、補正予算額が3億2,839万2,000円、補正後の予算額といたしまして112億1,741万2,000円となっております。

続きまして、3ページの歳出でございまして。

1款議会費1項議会費で補正予算額が7万4,000円の増。

2款総務費1項総務管理費758万2,000円の増。3項戸籍住民基本台帳費86万円、5項統計調査費9,000円それぞれ増。

3款民生費1項社会福祉費499万8,000円の増。9項児童福祉費1,639万7,000円の増。

4款衛生費1項保健衛生費6,873万8,000円の増。

6款農林水産業費1項農業費66万1,000円の増。

7款商工費1項商工費71万2,000円の増。

8款土木費1項土木管理費20万2,000円の増。2項道路橋梁費887万7,000円の増、4項都市計画費83万4,000円、5項住宅費2万5,000円の増。

10款教育費でございまして、4ページのほうをお願いをいたします。上から1項教育総務費といたしまして624万5,000円の増、その下、2項小学校費32万3,000円、3項中学校費3万3,000円、4項幼稚園費103万8,000円、5項社会教育費290万4,000円、6項保健体育費2億788万円のそれぞれ増となつ

てございます。

歳出合計といたしましては歳入と同じでございます。前が108億8,902万円、補正予算が3億2,839万2,000円の増、後が112億1,741万2,000円となつてございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為の補正でございます。

まず1つ目追加、新規分でございますけれども、事項といたしまして県単独道路改良地元負担事業といたしまして、期間が令和5年度から6年度までということで、限度額が600万円。

次に変更でございます。事項が南門橋撤去工事委託事業で、補正前が令和6年度、期間は変わっておりませんが、限度額が8,000万円から1億4,500万円と変更とさせていただきたいということでございます。

続きまして6ページをお願いいたします。第3表 地方債補正ということで、これについては変更でございます。上段からでございます。補正後のみ言わせていただきます。臨時財政対策債5,077万4,000円に変更、一般事業債5億960万円に変更、地方道路等整備事業債4億6,090万円に変更、合計、補正前額といたしまして10億7,000万円が、補正後といたしまして12億1,887万4,000円とさせていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

あと飛びますけれども、33ページ、34ページ、35ページにつきましては給与費明細書となつてございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

説明としては以上でございます。

**○副議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

6番、村田 定君。

**○6番（村田 定君）** 6番、村田です。

15ページ、16ページにまたがりますが、保育所運営対策事業費助成金補助金、これについてお尋ねをいたします。これは民間保育所に対する使用済みおむつ処分に係る補助金ということでございますが、長年の課題でもありましたこのおむつの処分が実行できるということで、これは担当所管の御努力のたまものだと思っております。まず、民間保育所5園に対しましては大変温度差がある中で、よくこういうふうな形

でおむつの処分をできるようになったということは一定の評価をさせていただくものでございます。

この質問の内容ですが、1点目は時期はいつからされるのか、それと5園によるそのおむつの回収業者、それぞれが認定されると思うんですが、やはりその経費効率から考えても、統一した業者をお願いをし、各園でやるのではなくて、園でやるんですが、統一した回収業者をお願いできるように指導していただきたい。そして、収集を週に何回を予定されておられるのか、3回よりも2回、2回よりも1回のほうが当然経費は安くつくわけですから、そこらのところを統一したものにできないのか。そういった指導が園のほうに対する、民間保育所に対して指導ができるのかできないのかということをお尋ねをしたいと思います。

**○副議長（河村善一君）** 子ども支援課長。

**○子ども支援課長（重田祐史君）** それでは、議員の御質問の保育所運営対策事業費補助金について御説明させていただきます。

保育所運営対策事業費補助金の今回の補正につきましては、物価高騰に係る給食費の補助500円分掛ける児童数と、あと議員言われました紙おむつの持ち帰り廃止の補助について計上させていただいております。

おむつのお持ち帰り廃止につきまして、詳細について答弁させていただきます。本予算につきましては、町内の民間保育所に係る補助でございまして、おむつのお持ち帰り廃止という形を推奨するということで上げさせてもらっているものですが、これは子育て支援といたしまして、保護者の負担軽減を目的としてさせてもらっているものです。その内訳につきましては、廃棄に係りますおむつの保管、保管備品にごみ箱とか、それにつきまして今年度に限り1施設10万円を限度として補助をさせていただきます。そして、おむつの回収につきましては、回収配送と処理代というのがかかってきます。それにつきましては、今年度につきましては0歳から2歳児の1人当たりの350円、大体週3回を目途としてさせてもらっております。開始月につきましては、今回の補正が通りましたらすぐにでも開始できるように、10月から開始できるようにという形で手順等を取らせていただきたいかなと思います。ただ、何分、保育園のほうの準備等もございまして変わってはくるかと思いますが、町としましては10月からの推奨という形で民間保育所も公立保育園もこちらのほうから案内をさせてもらおうかと思っております。

おむつの回収、この期間につきましては、このおむつの回収と処理代につきましては、今年度だけではなくて公定価格に含まれるまでは継続的に補助をするものと考えております。来年度につきましては、予算上、当初予算から計上させていただきたいかなと思っております。それにつきましては、0歳から2歳と、今年度はありませんが、3歳児が大体おむつが取れる頃というのは大体プールの時期ということですので、大体9月ぐらいまでを目途とした形で補助させてもらおうかと思っております。

あともう1点、事業所につきましては、廃棄物処理法に基づきますと、事業所は個々の責任を持って事業所が処理しなければならないものでございます。ですから、今、既に各保育園も一般事業所用一般廃棄物といたしまして、それぞれが事業者等を依頼しまして、また廃棄の処分等を依頼しているところもあるところでございます。町自体がその事業所自体を推奨して1つに決めるというものではなく、むしろ事業者においてそれぞれが委託によって廃棄をしていただきたいと思いますと思ひまして、今回補助をそれぞれさせていただくものでございます。

以上でございます。

**○副議長（河村善一君）** 6番、村田 定君。

**○6番（村田 定君）** ありがとうございます。保護者の方からも、東近江のほうに預けてるんやけど、東近江はこういうふうにされてるということを以前から聞いておりました、やっと当町でもそれを実際受けていただけるということが報告できるんで、私は喜んでおるんですけども、なかなかこの温度差がある中で、こういうふうに一斉にできるということに対しては、非常のこの支援課のほうで頑張っていただいたというふうに私、評価しております。本当にありがとうございます。これは市ではもう既にやってまして、町では先進町だというように理解をしてます。どうしても民間保育所の場合は、やはりサービスよりも運営面を考えられる面が多いと思うんです。だから、まず優先順位が運営面ということで、今回のこのおむつに関してはサービスということが前提になりますので、なかなかその園のほうでも難しいところがあったんではないかなというふうに思います。

先ほど答弁いただきました週3回というので、各保育所単位でやらないけないいうことなんですけど、週3回が妥当なのか、またそれを園によっては2回にできる、1回にできるということも可能なのか、そこらの点をもう一度お聞きして、できるだけサービスを続けていただく、またローコストでできるようにしていただきたいというふ

うに思いますので、お考えをお尋ねしたいと思います。

○副議長（河村善一君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） 週3回につきましてはこちらのほうで決めさせてもらったわけなんですけど、それに至るまでにはいろいろと各実施しているところなども聞かせていただいたり、町の保育園が一番、つくし保育園が一番大きいところがございます。それらを確認させてもらいながら週3回とさせてもらったんですけど、それに至ったわけにつきましては、私自身も毎日のほうなのかなと思ってましたが、事業者自体も毎日はず無理ですと、持込みするところのリバースセンターも休んでるところもありますので、それはまず無理ですということをおっしゃっていただきました。あと、回数につきましては、実際、今ほどの答弁の中にも話しさせてもらいましたが、既に事業者に依頼をかけている保育園もでございます。これは紙おむつじゃなしに事業用一般廃棄物の処理でございますけど、それについては大体週1回という形で済んでるところもでございます。あと、つくし保育園に聞きましたら、やろうと思えば週1回でもできなくもないのではないかなという、あの一番大きい保育園でそのようなことをおっしゃってますし、ただ1週間も置いとくのも何ですし、大体週3回が妥当ではないかということで、周りのところも確認しながら、ちょっと週3回という形で目途を参考にさせていただいたわけでございます。

○副議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 13ページの5番、財産管理費委託料48万7,000円について質問をさせていただきます。

庁舎等除雪作業委託料ということになっておりますが、これについては説明も受けておるわけでございますが、町民の皆さんは、まだ雪も降ってないのに今年の予算の中で補正をするのだという疑問を持たれると思います。町民の皆さんにオープンで放映されているこの議場の中で、このことについての説明を再度お願いいたします。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 御説明のほうをさせていただきます。

昨年、令和4年度に除雪をさせていただいた公共施設の駐車場なんですけれども、それに伴います支払いができていなかったというところで、令和5年度にお支払いをさせていただきたいというところがございます。相手さん4社でございます。その中で、

早々にお支払いをさせていただきたいということもございましたので、まずは今、令和5年度の同じ款項目で同じ科目で予算のほうを見させていただいているというところがございますので、まずはそちらのほうで早急にお支払いをさせていただきたいというところで御理解を頂いて、お支払いのほうをさせていただいております。4社とも直接お会いさせていただきまして、御迷惑かけたというところでおわびをさせていただきましたところ、分かったというところで御理解のほうは一定いただいているところでございます。あと、お支払いにつきましては完了しております、その後、処理といたしまして、補正のほうを今年度冬に備えまして、もともとあった予算が必要ですので、その部分について今回補正をお願いするということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○副議長（河村善一君）** 7番、上田太治君。

**○7番（上田太治君）** 令和4年度の除雪作業の支払い漏れと申しますか、支払いができていなかったものを令和5年度の予算の中から補正をするわけですが、これについては令和4年度の決算までには再三確認する機会があったのではないかと申します。これについて、どうして決算の締切りが済むまで発見ができなかったのか、そのことについても説明を求めます。

**○副議長（河村善一君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（田中孝幸君）** 今ほどの御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、先ほども一般質問でも少し触れさせていただきましたが、令和3年度までにつきましてはの公共施設の除雪につきましては、建設・下水道課のほうの予算の中で、道路関係の費用と一緒に除雪のほうをお願いさせていただきました。令和4年度の部分の予算編成において、公共施設のそういう施設の部分と、また道路関係の除雪の部分はしっかりと分けた上で予算計上して対応していくという方針の変更に伴いまして、除雪予算のほうは当課のほうの経営戦略課と、そして建設・下水道課のほうでの予算の2つを持つこととなりました。そうした中で、当課のほうの公共施設のほう、雪が降ったときに業者のほうにお願いさせていただいて、作業報告書を頂いていた部分に対しまして、その最終、雪の季節が終わった後に処理をしようということで、保管をしておいた部分に対して失念をしております、その支払いの部分が、今、議員おっしゃられるように決算を過ぎて発覚したということで、令和5年度予算で執行させていただいたというものでございます。よろしくお願ひします。

○副議長（河村善一君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） いずれにせよ、チェック機能が欠落していたということを申し上げまして、私の質問は終わります。

○副議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 私は6ページなんですけれども、第3表 地方債補正のこの増額について詳しい説明を、増額理由も含めて求めたいと思いますのでお願いします。

○副議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 今ほどの決算書で言いますと6ページ、第3表 地方債の補正の部分の内容の御質問です。今回、その内容につきましては、別冊のほうの予算の概要書のほうの4ページのほうをお開きいただけたらと思います。4ページのほうで、歳入の町債の部分の変更の部分の部分を少し概要のほう載せさせていただいております。その部分で御説明させていただきます。

まず一番上の臨時財政対策債の部分につきましては、国のほうから臨時財政対策債のほうの発行限度額の部分が確定の部分が通知のほうが来ましたので、それを受けまして1,022万6,000円の減という形になります。

また、次の一般事業債の部分でございます。内容としましては1億5,110万円の増ということで、こちらの中身としましては、スポーツセンター秦荘グラウンドの設備等改修工事に伴います増額する部分の費用に充てる部分の起債でございます。また、次の地方道路等整備事業債の800万円の増につきましては、町道愛知川栗田線道路改良事業の移転補償対象物件の追加によります増額分に対する起債を張らせていただくというものの内容でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 議案第49号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第5

号) について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、スポーツセンター秦荘グラウンドのフェンスや駐車場などの改修工事費、町道愛知川栗田線道路改良事業の移転補償物件の追加に伴う委託料、教育施設における設備費等の修繕費、幼稚園や学童保育所の I C T 化の推進に伴う経費、庁舎集約により改正が必要な例規整備の委託料、民間保育園に対する給食材料費高騰緊急対策に伴う補助金や、使用済みおむつの処分に係る補助金、令和4年度の各種国庫支出金の精算に伴う返還金、会計年度任用職員の経験や期間の反映による経費の計上などとなっており、住民生活を支えるための事業転換が期待できるものであります。この補正を年度の折り返しにおける大切な補正予算と捉え、さらなる適正な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましても御賛同をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

○副議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（河村善一君） 起立少数です。よって、議案第49号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）は、否決されました。

---

### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（河村善一君） 日程第8、議案第50号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案第50号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明のほうをさせていただきます。

補正予算書の26ページをお開きください。令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,243万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ19億5,293万2,000円とするものでございます。

事項別明細書の31ページをお開きください。今回の補正の主なものは、産前産後期間における国民健康保険税免除システムの改修対応業務等を予算措置するための補正をお願いするものでございます。

まず歳入の部でございます。7款県支出金3目保険給付費等交付金は、国民健康保険税免除システム改修対応業務に係る県補助金補助率10分の10で160万4,000円を増額するものです。

10款繰入金1目一般会計繰入金は、パートタイム会計年度任用職員の経験、期間反映による事務費等の繰入金2,000円を増額するものでございます。

11款繰入金2目その他繰越金は令和4年度の特別交付金の実績に伴う返還金で78万7,000円を、12款諸収入10目普通交付金は令和4年度の診療報酬額の決定したことにより、1,003万9,000円を増額するものでございます。

次に32ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

1款総務費1目一般会計費につきましては、国民健康保険制度改正システム改修委託料160万4,000円を、その下1目賦課徴収費はパートタイム会計年度任用職員の期末手当2,000円を、10款諸収入3目償還金につきましては、令和4年度普通交付金及び特定健康診査等事業費特定交付金などの額が決定したことにより、滋賀県へ1,082万6,000円を返還するものでございます。

33ページから35ページにつきましては、給料費明細書となっております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○副議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○副議長（河村善一君）** 全員起立であります。よって、議案第50号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○副議長（河村善一君）** 日程第9、議案第51号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

**○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君）** それでは、議案第51号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明のほうをさせていただきます。

補正予算書の36ページをお開きください。令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,619万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億610万4,000円とするものでございます。

事項別明細書の41ページをお開きください。今回の補正の主なものは、パートタイム会計年度任用職員の経験期間反映による生活支援体制整備事業の増額及び令和4年度事業実績に伴う介護給付費負担金及び地域支援事業の実績に伴う返還金等の予算措置を行うものでございます。

歳入の部でございます。3款国庫支出金4目地域支援事業交付金は生活支援体制事業の増額に伴う国庫負担分として11万円を、5款県支出金2目地域支援事業交付金は、同じく生活支援体制事業の増額に伴う県負担分として5万5,000円を増額するものでございます。

9款繰入金2目その他一般会計繰入金は、会計年度任用職員の人件費の増額によるもので70万2,000円を、その下4目地域支援事業交付金は生活支援体制整備事業

の増額により5万6,000円を、その下、5目低所得者軽減対策公費負担繰入金は、令和4年度介護保険料低所得者軽減対策負担金の確定により令和5年度に追加交付される国・県・町負担分の150万4,000円を増額するものでございます。

次のページ42ページとなります。8款繰入金1目介護保険給付費準備基金繰入金は地域支援事業費の増額により6万6,000円を増額するものです。その下、9款繰越金1目繰越金は前年度の事業実績として6,370万2,000円を増額するものでございます。

続きまして43ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

1款総務費1目一般管理費につきましては、パートタイム会計年度任用職員の経験期間反映により62万6,000円を、2目認定調査等費につきましても同じくパートタイム会計年度任用職員の経験期間反映により7万6,000円を。

4款地域支援事業6目生活支援体制整備事業につきましても同じくパートタイム会計年度任用職員の経験期間反映により28万7,000円を増額するものでございます。

次に44ページとなります。6款諸支出金1目第1号被保険者保険料還付金は、令和4年度以降の介護保険の未還部分として18万7,000円を増額するものでございます。3目諸支出金は令和4年度事業実績に伴う介護給付費負担金及び地域支援事業の確定により過年度分として返還するもので、4,538万4,000円を増額するものでございます。その下、1目介護給付費準備基金積立金は前年度の事業実績に伴い基金積立を行うもので、1,963万5,000円を増額するものでございます。

45ページから47ページにつきましては、給料費明細書となっております。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○副議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○副議長（河村善一君）** 起立全員であります。よって、議案第51号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○副議長（河村善一君）** 日程第10、議案第52号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** それでは、議案第52号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書の48ページを御覧ください。48ページでございます。第1条、令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

収入第1款の資本的収入既決予定額4億6,113万4,000円、補正予定額1,533万4,000円の増額、合計4億7,646万8,000円でございます。

支出です。第1款資本的支出、既決予定額8億2,384万9,000円、補正予定額1,533万4,000円の増額、計8億3,918万3,000円でございます。

49ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の内訳でございます。収入、第1款資本的収入第1項企業債1目建設改良費等企業債、補正額1,450万円の増額です。2項補助金2目他会計補助金は補正額83万4,000円の増額で、合計1,533万4,000円の増額でございます。

50ページを御覧ください。支出、第1款資本的支出第1項建設改良費1目管渠築造費1,533万4,000円の増額です。下水道施設の移設設計業務に伴い増額するものでございます。

48ページに戻っていただきまして、第3条企業債の補正でございます。令和5年度愛荘町下水道事業会計予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更するもの

です。公共下水道事業債、既決予定額740万円、補正予定額1,450万円の増額、計2,190万円でございます。

第4条は下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額とし、4億9,013万円とするものでございます。

添付資料といたしまして、51ページにはキャッシュフローの計算書、52ページからは予定貸借対照表を添付しております。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

**○副議長（河村善一君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○副議長（河村善一君）** 起立全員であります。よって、議案第52号 令和5年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

**○副議長（河村善一君）** 暫時休憩します。3時40分再開といたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時40分

**○副議長（河村善一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第53号～議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○副議長（河村善一君）** 日程第11、議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第16、議案第58号 令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を定めることについてまでを一括議題にします。

また、水色冊子の決算書168ページに訂正がありました。訂正箇所につきましては、5、基金の最下段である土地開発基金の土地の決算年度中増減高決算年度末現在

高です。正しくは土地の決算年度中増減高1,420.49平方、決算年度末現在高3万7,902.34平方メートルです。また、建物の決算年度中増減高755.96平方メートル、決算年度末現在高2,176.22平方メートルです。正誤表を配付させていただきましたので、これにより進めていきます。皆様、よろしくお願いいたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

**○会計管理者（北村章夫君）** それでは、令和4年度一般会計及び4つの各特別会計の決算についての御説明を申し上げます。お手元の議案書10ページの議案第53号令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、14ページの議案第57号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてまでは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付して認定を求めるものでございます。失礼して着座にて説明をさせていただきます。

決算の説明の前に、まず令和4年度の主要施策の成果と決算の概略について御説明を申し上げます。お手元の白色冊子、令和4年度決算の概要、主要施策の成果の1ページを御覧いただきたいと思います。

第1節、決算主要施策の成果、1、第2次愛荘町総合計画に基づく重点施策でございます。令和4年度は第2次愛荘町総合計画（前期基本計画）の最終年であり、総合計画に掲げる目指す町の姿、愛着と誇り、人と町が共に輝く未来創生のまちの実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトを推進するため、必要な施策として以下の4つの分野、領域について重点的に推進をいたしました。

次に、2の決算の概要でございます。段落の2つ目からでございます。一般会計の歳出は前年度比1億783万6,000円の増の110億4,107万1,000円となり、その主たる要因は愛知中学校等大規模増改築事業等の投資的経費の増加によるものでございます。

また歳入では、前年度比1億626万3,000円増の116億4,119万7,000円でございます。中でも自主財源の基本となる町税につきましては、前年度比9,822万6,000円増の31億1,721万8,000円で、中でも固定資産税は前年度比5,003万1,000円増の16億2,172万3,000円でした。また、個人

町民税につきましては、個人所得の増加により、前年度比2,706万3,000円増の10億3,587万8,000円、法人町民税は前年度比1,104万8,000円増の2億1,774万5,000円、また軽自動車税は登録台数の増により、前年度比352万円増の8,831万円でございます。

ページは少し飛びまして、次は11ページを御覧ください。

この第8節では、財政健全化指標について記載しております。この分につきましては、先刻報告3で説明がございましたが、当町は黒字決算でございますので、実質赤字比率と連結実質赤字比率は該当せず、実質公債費率及び将来負担比率について、いずれの指標も早期健全化基準に達しておりません。

それでは、一般会計から4つの特別会計につきまして、今度はお手元の青い表紙の決算書に沿って説明をさせていただきます。

なお、予算・決算特別委員会におきまして、担当課から詳細な説明がございますので、本日、私からは歳入歳出の総額のみ説明をいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

まず一般会計の歳入につきまして、お手元の決算書4ページ、5ページをお開き願います。4ページ、5ページでございます。

中央右側の収入済額の列の最下段を御覧ください。収入済額の合計は116億4,119万7,437円でございます。

次にその右でございます。不納欠損の合計でございます。一般会計の不能欠損額の合計は、町税分424万3,314円をはじめとし、合計で477万1,044円でございます。

続きまして、歳出でございます。8ページ、9ページをお開きください。

中央右側、支出済額の列の最下段の合計額をお願いいたします。支出済額の合計は110億4,107万938円でございます。したがって、歳入歳出差引残額は6億12万6,499円でございます。

次に少し飛びますが、164ページを御覧ください。164ページ、実質収支に関する調書でございます。

先ほど申し上げましたとおり、3番の歳入歳出差引額は6億12万6,499円で、このうち4番の翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額は1億5,008万9,000円でございます。5番の実質収支額は4億5,003万7,499円ござ

います。

次、165ページでございます。財産に関する調書を御覧ください。

公有財産(1)土地及び建物の表は、左側が土地で右側が建物に分かれております。最下段の合計で説明をさせていただきますと、土地の決算年度末の現在高につきましては56万830.26平方メートルで、前年度末から12.69平方メートル増でございました。この土地面積増加の要因は、町内の新規住宅造成地のごみステーション用地2筆、合計で12.69平方メートルを寄付を頂いたものでございます。また、建物の決算年度末の延べ面積、これは合計額の一番右側の数字でございますけれども、10万7,045.13平方メートルで、前年度から842.95平方メートルの減でございます。建物の面積が減となった主な要因ですが、愛知中学校の大規模増改築事業におきまして、管理棟、普通教室棟、武道場棟、クラブハウス棟、自転車置場が新築され、3,149.94平米の増がございましたが、愛知中学校内の倉庫の除去分や自転車置場及び教室棟において3,992.89平方メートルの減少分の錯誤がございましたので、差引き842.95平方メートルの減でございます。

次、166ページでございます。(2)の物品でございます。消防車及び自動車ですが、決算年度末における消防車の台数が6台で増減はございません。自動車は37台で前年度末から6台の減でございますが、その他にリース車両24台がございます。

次、下段の(3)の債権でございます。それぞれの決算年度末現在高につきましては、愛荘町元気なまちづくり支援資金貸付が677万7,924円、1段飛ばしまして、住宅新築資金等貸付が1,621万8,641円で、合計で2,299万6,565円でございます。

次の167ページは、(4)出資による権利の一覧でございます。合計10件のもので3,814万6,000円、前年度から増減はございません。

次の168ページ、(5)基金でございます。財政調整基金をはじめとし、13種類の基金の決算年度末現在高でございます。まず合計額の右端、決算年度末現在高は46億9,644万3,000円でございます。その下の土地開発基金につきましては、現金が前年度末から1,790万円の減で2億6,591万5,085円、また土地は1,420.49平方メートル増の3万7,902.34平方メートル、建物は755.96平方メートル増の2,176.22平方メートルで、これらの現金、土地及び建物の増減は、いずれも旧警部交番跡地の官舎買上げによるものでございます。

次に（６）有価証券では、西村教育基金の決算年度末現在高は２４万７、０２２円でございます。

続きまして、令和４年度愛荘町土地取得造成事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

ページは１７０ページ、１７１ページでございます。中央右側の収入済額の列、最下段を御覧ください。収入済額の合計は１、５４３万７、５０６円でございます。

歳出につきましては、１７２ページ、１７３ページをお願いいたします。

同じく中央右側支出済額の列の最下段では、合計が１、５４３万７、５０６円で歳入と同額でございます。したがって、差引残額は０円でございます。

次は１７８ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。

今ほど申し上げましたとおり、歳入総額歳出総額とも１、５４３万７、５０６円ですので、３番の歳入歳出差引額と５番の実質収支額共に０円でございます。

次の１７９ページをお願いいたします。この財産に関する調書では、（１）土地において、小集落地区改良事業用地の決算年度末現在高が１万１、９２７．３２平方メートルとなりました。当該事業用地の売却により、２、０４９．５８平方メートルの減となったものでございます。

続きまして、令和４年度愛荘町国民健康保険事業特別会計決算について御説明を申し上げます。決算書は１８２ページ、１８３ページでございます。

中央右側、収入済額の列の最下段でございます。収入済額の合計は１７億７、９７６万９、２５３円でございます。

次にその右ですが、不能欠損額でございます。国民健康保険事業特別会計の不能欠損額の合計は２４６万２、２４６円でございます。

続いて、１８４ページ、１８５ページ、歳出でございます。

中央右側、支出済額の列、最下段でございます。支出済額の合計は１７億６、２８８万６、６４０円でございます。したがって、歳入歳出差引残額は１、６８８万２、６１３円でございます。

次に、２００ページ、実質収支に関する調書でございます。先ほど申し上げましたとおり、歳入歳出差引額は１、６８８万２、６１３円でございます。なお、４番の翌年度へ繰り越すべき財源が０円ですので、５番の実質収支額は３番と同額の１、６８８万２、６１３円でございます。

次、201ページでございます。財産に関する調書でございます。(1)の基金の国民健康保険財政調整基金の決算年度末現在高は1億9,979万3,414円で、前年度から4万4,464円の増でございます。

続いて、令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計決算について御説明申し上げます。ページは204ページ、205ページでございます。

同じく中央右側、収入済額の列の最下段を御覧ください。収入済額合計は2億1,640万4,342円でございます。

続きまして、歳出206ページ、207ページをお願いいたします。

中央右側、支出済額の列、最下段でございます。支出済額の合計は2億1,554万5,146円でございます。したがって、歳入歳出差引額は85万9,196円でございます。

続いて、214ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額は85万9,196円でございます。なお、4番の翌年度へ繰り越すべき財源は0円でございますので、5番の実質収支額も3番と同額の85万9,196円でございます。

続いて、令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計決算についての御説明を申し上げます。ページは216ページ、217ページでございます。

中央右側、収入済額の列、最下段で、収入済額の合計は15億9,092万9,069円でございます。次にその右側ですが、不能欠損額でございます。介護保険事業特別会計の不能欠損額の合計は59万70円でございます。

続きまして、歳出でございます。218ページ、219ページをお願いいたします。

中央右側、支出済額の列の最下段、支出済額合計は15億2,722万6,214円でございます。したがって、歳入歳出差引残額は6,370万2,855円でございます。

次、240ページをお願いいたします。240ページです。実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額は6,370万2,855円でございます。なお、これにつきましても4番の翌年度へ繰り越すべき財源が0円ですので、5番の実質収支額も3番と同額の6,370万2,855円でございます。

次、241ページ、次のページ、241ページをお願いいたします。財産に関する

調書でございます。

(1) 基金の介護保険給付準備基金の決算年度末現在高は6,918万7,460円で、前年度より934万2,000円の増でございます。

以上、令和4年度一般会計から令和4年度介護保険事業特別会計までの各会計の決算についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**○副議長（河村善一君）** 産業政策監。

**○産業政策監（北川三津夫君）** それでは、私のほうから、令和4年度愛荘町下水道事業会計決算について、御説明申し上げます。

議案書のほうと緑色の下水道事業会計の決算書を御準備いただきたいと思います。議案書と緑色の決算書でございます。

議案書のほうでございますが、議案書の15ページでございます。議案第58号 令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付して認定を求めるところでございます。

それでは、お配りをしております緑色のほうの愛荘町下水道事業会計決算書の2ページを御覧ください。この決算書の報告書は消費税込みの記載となっております。

まず上段、(1) 収益的収入及び支出の収入の上段から説明を申し上げます。収益的収入につきましては、当該年度の企業の経営活動に伴い発生することが予定される全ての収益と、それに対する全ての費用を計上しております。上段、収入のところでございますが、右から3列目の決算額の上段、下水道事業収益の決算額は13億2,107万3,914円でございます。

続きまして、下段、支出でございます。右から4列目、下水道事業費用の決算額は9億9,097万2,419円でございます。

3ページをお願いいたします。資本的支出につきましては、施設の稼働によって住民にもたらされる受益の程度、つまり住民に対するサービスの提供を維持するとともに、将来の利用度の増嵩に対処して、経営規模の拡大を図るために要する施設の整備、拡充等の建設改良費、これらの建設改良に要する資金として、企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等の予定を計上しております。

それでは上段でございますが、収入の部でございます。右から3列目、決算、上段、

4億9,063万7,850円でございます。

下段の支出のほう、右から6列目、決算額の上段、8億3,524万2,185円でございます。ここの下段に記載しておりますとおり、資本的支出額に対する資本的収入額の不足となる額3億4,460万4,335円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び当年度利益剰余金で補填をしております。

次に4ページをお願いいたします。損益計算書でございます。こちらは消費税抜き  
の金額で表示をしております。

1の営業収益3億8,009万4,479円と、1つ飛ばして3でございますが、営業外収益9億189万3,679円を合計し、収益の総額は12億8,298万8,158円でございます。一方、費用につきましては、2の営業費用8億4,464万7,394円と、4の営業外費用の1億834万6,415円を合計し、費用の総額は9億5,299万3,809円となり、差引3億2,999万4,349円の当年度純利益となりました。

以上で、令和4年度下水道事業会計決算についての説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

**○副議長（河村善一君）** ここで監査委員の報告を求めます。

村田 定君。

**○監査委員（村田 定君）** 監査委員の村田 定です。

お手元に配付されている一般会計、各特別会計決算審査意見書を御覧ください。令和4年度愛荘町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の審査の結果の報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年7月26日に提出のあった令和4年度愛荘町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算を審査しましたので、その結果を報告します。

第1、審査の対象。令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算、令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

第2、審査の期間。令和5年8月2日から令和5年8月4日。

第3、審査の方法。審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び付属書類が関係法令で定める様式を基準として作成されているか、またその計数は正確であるかについて関係諸帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施しました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計の決算書及び付属書類は、いずれも関係法令に遵守して作成されており、かつ計数も正確であると認めました。また、決算書の内容及び予算の執行状況については適正に行われていると認めました。

次に、監査委員の意見。

#### 1、町政運営について。

令和4年度は第2次総合計画前期基本計画の最終年度であり、子ども・子育て環境の充実、学力向上、教育環境の充実、健康寿命の延伸、高齢者の活躍、町の魅力発信、安全で安心なまちづくり、持続可能なまちづくりの推進を重点的に取り組まれつつ、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、地域経済や住民生活を支援するため、地域の実情に応じ、きめ細やかな事業を実施されました。これらにより、円滑に第2次総合計画後期基本計画へとつなげられ、高く評価しております。引き続き安定した町政運営になりますよう、よろしくお願いをします。

#### 2、聖域なき行政改革の推進と組織力の強化について。

新型コロナウイルス感染症対策による普通交付税などへの地方財政措置が縮小されたことや、物価高騰等による光熱水費等の増加により、全国的に経常収支比率が悪化しております。今後は年々増加する社会保障費や、彦根愛知犬上広域行政組合新ごみ処理施設の建設や、近江鉄道の上下分離に伴う負担等が増加すると見込まれることから、更に財政運営が厳しくなることが予想されます。また、公共施設においても、限られた財源で運営しなければなりません。このことから、聖域なき行政改革の推進や組織力の強化が必要不可欠であり、以下の事項を主軸に順次対応することが望まれます。

(1) 業務の必要性や検証を含む抜本的な業務改革の実施や、働き方改革のため積極的にデジタル技術を活用し、職員でなければ行えない業務に職員が注力できる環境を整備し、一層の事業継続力の向上に努めること。また、1人でも多くの職員がワークライフバランスを実現させること。

(2) 支出負担行為等に添付する書類が他市町と比べ膨大であるため、ペーパーレ

スや職員への負担軽減、支出措置の迅速化を目的に歳入歳出の執行方法を含めて財務処理を見直すこと。

(3) 公共施設の最適配置や事業のスリム化、補助金負担金の見直し等に取り組み、生産性の高い行政サービスを提供すること。また受益者負担の原則に基づいた利用料等の見直しを検討すること。

次、3、悪質な滞納者への対応について。

町が実施している様々な住民サービスは、住民の皆様に納めていただいている貴重な町税等により運営されています。住民の皆様の公平性の確保と貴重な歳入の確保の観点から、悪質な滞納者に対しては徹底した徴収対応をお願いします。

続いて、令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の審査の結果を報告させていただきます。お手元に配付されている下水道事業会計決算審査意見書を御覧ください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和5年6月20日に提出のあった令和4年度愛荘町下水道事業会計決算を審査しましたので、その結果を報告します。

第1、審査の概要。審査の対象。令和4年度愛荘町下水道事業会計決算書。業務状況、証票書類、関係書帳簿及び出納取扱金。審査の期日。令和5年6月27日。3、審査の内容。決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が地方公営企業法の規定により、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか、また運営面においては、予算に沿った執行となっているか、経済性の発揮並びに公共性の確保を目指した運営がなされてきたか等に主眼を当て審査を行いました。

このため、各計数については、正確であるかを検証するとともに、関係諸帳簿及び証票書類は定められた規定により適正に処理しているか検査を行い、関係者の説明を聴取しながら実施をしました。

審査の結果。1、決算諸表について。審査に付された決算諸表は、下水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認めます。関係諸帳簿との照合及び計算の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

第3、審査の意見。1、持続可能な下水道事業の運営。町民の衛生的で快適な住環境の維持と、琵琶湖をはじめとする水質保全の維持を目的に、健全で持続可能な下水道事業経営が必要です。そのために、一層の事業継続力の向上に努められるようお願いをします。2、悪質な滞納者への対応。下水道事業を運営するための主要な財源は、

住民の皆様になめていただいている貴重な下水道使用料等により運営されています。住民の皆様の公平性の確保と貴重な歳入の確保の観点から、悪質な滞納者に対しては徹底した徴収対応をお願いします。

以上、報告とさせていただきます。

**○副議長（河村善一君）** ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

これより議案第53号から議案第58号までの質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番、澤田源宏君。

**○4番（澤田源宏君）** 議案第53号についてちょっと質問します。

はじめに土地開発基金は土地を先行取得するだけの役割であり、一般会計が買戻しを行った後に工事着手するのが基本だと聞き及んでおります。旧警部交番、旧警察官舎の建物及び土地については土地開発基金で所有しており、一般会計で解体工事を実施されました。また、一般会計の財源は起債を活用する予算となっております。

そこで2つお伺いします。

土地開発基金の所有物に対して、一般会計予算で解体工事を実施することが適正であるのか、地方自治法第209条（会計の区分）、地方自治法第238条（公有財産の範囲及び分類）から違反していないか、法的根拠を求めます。

そして、もう1つ、財源として起債を活用することが適正であるのか、令和5年総務省告示第171号、令和5年度地方債同意等基準では、一般会計債、公営企業債などが大きく上げられ、一般会計が所有していない財産に対して起債を活用することが違反していないのか、法的根拠を求めます。

**○副議長（河村善一君）** 総務政策監。

**○総務政策監（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるように、土地開発基金につきましては土地を先行取得するというようなところで、建物につきましては土地に定着している物件というようなところで、それにつきましては、活用するしないところにつきましては、活用の方法がないというところもございまして、除却をする前提となるというふうに思っております。その中で、議会のほうも御理解いただきながら御説明させていただいている中で、除却のほうを進めさせていただいているというところもございまして、特にリニューアル等

の資材置場とか現場事務所、そういった活用も含めて除却することが望ましいというようなところで進めさせていただいているというようなところでございます。

あと、法的根拠でございますけれども、明確な行政通知等調べさせていただいている中で、はっきりと買い戻してから除却をせなあかんというようなところというところは明確に示されておらないという部分がございますので、逆に言いますと法的根拠につきましては問題ないというところを思っているところでございます。

あと起債につきましても、この辺につきましては、同じくいろいろな行政通知を見させていただいている中で問題ないというふうに考えております。

○副議長（河村善一君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） もう最後で、思っているんやね、結局。大丈夫と言い切れるわけではないんですね。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 法的には問題ないというふうに考えております。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 森野です。私も起債、借金ですね、言い換えると。総称して解体工事と申し上げますけれども、解体工事は借金が財源であります。借金であるということは、利子が発生するわけなんです。余計にこれ住民負担になると思いますけれども、あえて借金ですというメリットというのを教えていただきたいと思います。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 借金につきましては、いろんな工事とかする場合もそうなんですけれども、一般会計についてはやはり限度がございますので、平準化することが目的となつてございます。そういったところから、今回の起債を張らせていただいているというところでございます。

あと利子ですけれども、いずれにせよ一般会計で買い戻して除却するにしても、起債を張るという形になると思いますので、それがいつのタイミングで起債を張るというところで、借金する年度というのは基本的に同じですので、それが早く借りたら早く返せるというふうになりますので、そこら辺についてはまた御理解いただきたいというふうに思っております。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 次の質問に行きます。

先ほど全員協議会でも、土地開発基金は町の裁量で決められるんだというところの御発言がありました。私もあくまでもやはり一般会計に買戻しして事業を進めるのが基本中の基本、それが正攻法というか、当然のことだと考えておりますけれども、これ買戻しをせずに実施するメリットはどこにあるのかお伺いいたします。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 基本的に管理させていただいている中での一環としてまして、管理者のほうがそういった判断をさせていただいたというところで、メリットになるかどうか分かりませんが、除却させていただいている中で管理させていただくほうが、町として最終的に判断させていただいたというところでございます。

○副議長（河村善一君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 最後の質問にいたします。先ほども述べましたけれども、やはりこういう公共団体というのは、やはり基本を大事にしないと駄目だと思っております。何度も質問させていただいておりますけれども、土地開発基金では事業が起こせないというのは、これ承知の事実というか、これが基本であるということです。そういった中で、なぜ基金で事業に踏み切ったんですかといった私の質問に対して、バイブルというか、何でしたっけ、国が出してる財務、副町長、財務何とか何とか、分厚い本、何でしたっけ、何という本でしたっけ、誰か、これコピーもろた、抜粋のコピーもろたやつ、地方財務実務提要というようなバイブルですよ。ここを見て行って、厚いのでその何ページのどこを見てそういった基金で事業を進められたんですかというようなこと、先ほども全協でありましたけれども、書いてるんですよ、しっかりと。「土地開発基金で事業をできる可能性もあります」、ここからが問題です。「が、」と書いてるんですよ。だから、次行きますね。「土地開発基金で事業をできる可能性もありますが、」、簡単に言いますと、「一般会計に買戻しし土地造成など事業を行えばよいこととなります」と、しっかり最後まで読まないで都合のええとこだけピックアップして、いやこれバイブルで書いていたからといって、そんなことでええのかなと。やはり愛荘町の役場というものは、やはり基本を大切に物事を進んでいかないと、こういうときになったときに、やっぱり変則なことをしていると変則がまかり通るわけなんです。やはりしっかり抑えておきたいのは、基本をしっかり守っていくということを抑えないと、本当に好きなことに、そんなことはないと思っておりますけれども、好き勝手に、いやいやこういう捉え方をした、こういう捉え方をしたというようなこと

になると思いますので、その点、この財務何とか何とかという本を本当にしっかり読まれてやってるんでしょうか。そこだけお伺いいたします。

**○副議長（河村善一君）** 副町長。

**○副町長（中西 功君）** 御答弁いたします。

行政が物事を進める際に、法令ですとかいろんなルールに基づいて事務をするということは当然のことですので、それを恣意的にといいましょうか、都合のいいふうに事務をするということに進めているということは毛頭、そういう思いで進めていることはございません。今回の一時的な手法といいましょうか、最終的に駐車場ということで活用するというようにしておりますけれども、その駐車場に最終的に仕上げていく、その工事をするに当たっては、基金の財産から買戻しをいたしまして工事に着手をさせていただくということは、これまでからも御説明をさせてきていただいているとおりでございます。その前段といたしまして、庁舎のリニューアル工事がございます。その工事を進めていくに当たって、資材を一時的に置く場所であったりとか、現場事務所を設置する場所が必要ということですので、これについては基金の財産で買わせていただいた旧の警部交番あるいは官舎の跡地を活用しようということでありまして、そのためにはこれまでありました警部交番の建物あるいは官舎の建物がないほうが、それがスムーズに回りますので、基金財産の中で管理をしているという中で、建物については除却をさせていただき、次の駐車場として活用するまでの間に、一時的に資材置場であるとか、あるいは現場事務所として活用させていただくということで、基金の財産の中でできるものというふうに対応いたしまして、県のほうなりの技術的な助言もいただきながら進めてきているというものでございますので、ルールを無視してというようなことではないということにつきましては御説明させていただきたいと思っておりますし、御理解賜ればと存じます。よろしくお願ひいたします。

**○副議長（河村善一君）** 5番、森野 隆君。

**○5番（森野 隆君）** もちろんルールを無視してやっておられるということは疑いたくないんですけども、今のお話聞かせていただいても、ちょっと言葉は過激になるかもわかりませんが、何か二枚舌のような、都合のいいときは、いや資材置場なんだ、現場事務所を置くときなんだ、だから基金は使えるんだと、また片方では、いやいや駐車場にする目的でやるんだというようなことで、本当にこのときは資材置

場、このときはいや駐車場やということで、今回はだから基金で事業をやったということで、これは資材置場だからそこまでも許されるんですというようなことで、だからそんな変則使わなくても、しっかりと真ん中の道を歩いていけば問題、僕はないと思うんです。そんなことを思って私の質問を終わります。

ごめんなさい。もう1つ、土地開発基金は、これ公有財産でしょうか。どうなんでしょうか。

○副議長（河村善一君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 基金財産となります。

○副議長（河村善一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、予算・決算特別委員会に付託をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は予算・決算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。議案第54号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第58号 令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてを総務産業建設常任委員会に付託し、議案第55号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第56号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第57号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第58号まで、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

## ◎延会の宣告

**○副議長（河村善一君）** お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、9月13日から9月28日までの16日間休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○副議長（河村善一君）** 異議なしと認めます。よって、9月13日から9月28日までの16日間休会することに決定しました。

議会運営委員会を9月27日午前9時から開催し、全員協議会を午前10時から開催しますので、よろしくお願ひします。

再開は9月29日午前9時から本会議ですので、よろしくお願ひします。

本日はこれで延会します。御苦勞さまでした。

延会 午後4時36分